

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針等の変更案に対する都道府県知事からの意見について

【共通】

項目	意見の概要	提出県	意見に対する考え方
全体	旧指針と比べ、昨年の宮崎県例における防疫対応が随所に活かされており、一層具体的な内容になっていると評価する。	高知県	<p>両指針については、昨年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの経験や最新の科学的知見を踏まえ、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発生時に備えた国・県の事前準備の明確化 ② 通報から病性判定に至るプロセスの改善 ③ 発生確認時の国と県の連携 ④ と殺等のルール化・マニュアル化 ⑤ 移動制限区域の設定・解除等のルールの改善 <p>等を図るため、全般的見直しを行うこととしたものです。</p> <p>また、生産者等の関係者にも簡単に理解いただけるよう、平易な表現を心がけ、図表を交えるなどの工夫もしています。</p>
全体	今回は、平成22年4月からの宮崎県における口蹄疫発生及び同年11月以後本県を含む9県24農場での高病原性鳥インフルエンザ発生をふまえ、制限区域の設定やその例外措置を含め、實際上必要な防疫対応を十分考慮した全部変更であると判断します。	大分県	
全体	<p>家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病等の発生及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。</p> <p>防疫指針において畜産農家に過剰な負担を強いるのではなく、畜産の振興・食の安定供給の視点をもって取り組むよう要請する。</p>	神奈川県	
全体	<p>特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の円滑な推進には、家畜の所有者や関係団体の理解と協力が必要不可欠であることから、防疫方針の策定に当たっても、規制や義務の強化を図るばかりでなく家畜の所有者や関係団体との信頼関係の構築を前提に推進する必要があることを考慮願いたい。</p> <p>また、発生時における家畜の所有者の精神的、経済的負担の軽減や経営再開への支援対策についても十分配慮願いたい。</p> <p>本指針は、特定家畜伝染病の防疫対策を円滑に推進していくうえで、家畜防疫員等の家畜防疫業務に従事する者以外の市町村、関係団体、家さん農家等の関係者（協力者）にも十分に周知、理解されるべき性格のものであることから、できるだけ誤解や解釈に疑義が生じないよう、平易で判りやすいものとなるよう努められたい。</p>	東京都	

【基本方針】

<p>国による費用負担</p>	<p>今回の法・指針・基準の改正に伴い、都道府県に必要な人員や予算について、国家防疫の観点から国で財政措置をしていただきたい。</p>	<p>熊本県</p>	<p>家畜防疫員の人件費を含む、都道府県の家畜衛生対策の必要経費は、総務省が普通交付税の中で措置しています。 総務省は、農林水産省からの情報提供を受け、平成23年度の普通交付税の算定において、都道府県の家畜保健衛生に係る職員数を標準団体（農家数5万5千戸）ベースで4名増員し、53名としたところです。 農林水産省としては、引き続き、的確に普通地方交付税が措置されるよう最新の状況を総務省に情報提供していきます。 なお、発生の予防・まん延の防止のための経費については、家畜伝染病予防費や消費・安全対策交付金で措置可能です。</p>
<p>国による費用負担</p>	<p>委託でき、かつ国の費用負担の対象となる防疫措置について教示願いたい。委託に要した費用（対象分）を都道府県に交付するということが。</p>	<p>高知県</p>	
<p>国による費用負担</p>	<p>都道府県が市町村に委託して防疫措置を実施した場合に、法に基づき費用負担の対象と記述されているが、「委託」とは、正式な契約を交わしたものをいうのか。</p>	<p>福岡県</p>	
<p>国による費用負担</p>	<p>防疫対応の費用（手当金、埋却費、消毒薬費用等）は協力する市町村等の費用を含め国の負担部分を具体的に示されたい。また市町村が自主的に実施した場合も含め、国の費用負担を要望する。</p>	<p>鹿児島県</p>	<p>都道府県の委託を受けて市町村が実施した消毒ポイントにおける臨時職員の人件費等は、家畜伝染病予防法に基づく国の費用負担の対象となります。また、委託の有無については、正式な契約書以外であっても、書面で確認することができれば問題ありません。</p>
<p>国による費用負担</p>	<p>防疫対応に関する経費については、指針第1の3により、家畜伝染病予防法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が負担することとなっていますので、今後は、家畜伝染病予防法のみに対応（国庫負担）としていただくよう希望いたします。</p>	<p>大分県</p>	
<p>市町村の責務</p>	<p>防疫措置における市町村の責務を明確にし、法第60条における市町村職員の人件費の扱いなどの関連事項を明確にされたい。</p>	<p>島根県</p>	

国の責務	発生防止対策として、先ずは国内への侵入防止対策が重要である。 検疫の強化等国の責務についても記載が必要	長崎県	国による検疫の強化については、第2の1の(3)に記載しています。
【発生の予防及び発生時に備えた事前の準備】			
農林水産省の取組	国家防疫としての相応な役割を受け持つ、という国の姿勢が感じられないのが非常に残念であり、特措法における「埋却地の確保に対する国の役割」を、指針に盛り込むよう強く要望。→「宮崎県における口蹄疫まん延の一因として、家畜の所有者や地方自治体での土地確保の限界により防疫措置が遅れた結果」であった、という反省を踏まえ、当時特措法に明記されている。これらの経緯を尊重し、踏襲した姿勢を示して頂きたい。(まん延防止事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務であり、本来は国が直接背負うべき事務。)	愛知県	農林水産省としては、都道府県の取組が円滑に行われるよう、防疫演習の実施等を通じ都道府県における埋却地の確保や焼却の準備状況を確認し、問題点の把握・改善や技術向上を図っていく考えです。
農林水産省の取組	検疫体制の強化について、より実効性のある対応をお願いする。	長崎県 大分県	現在、我が国への口蹄疫等の侵入を防止するため、空海港における靴底消毒等の更なる徹底、地方空港を含め旅客へのアナウンス、検疫探知犬を活用した検査の強化を実施しているところです。
農林水産省の取組	国境とは航空機だけではなく、船舶も対象とするのか。入国者とは旅客のことか。	高知県	

農林水産省の取組	<p>農林水産大臣が定めるものではあるが、内容的には野鳥での発生への対応など、省庁を超えた取組内容となっている。前文に示しているり、国と都道府県で 取り組む内容については農林水産省ではなく国と標記し、取り組むべき内容を明示願う。少なくとも以下の点については、同項に追記願いたい。</p> <p>(1) (1)②野鳥検査結果については、全てのインフルエンザウイルスの分離状況。</p> <p>(2)埋却可能な国有地の洗い出し。必要であれば都道府県と連携して地域住民との調整。</p> <p>(3)移動式焼却炉が設置可能な国有地の洗い出し。必要であれば都道府県と連携して地域住民との調整。</p> <p>(4)情報提供等、家畜疾病発生増加に伴い発生する事務の増大に対する恒常的な予算措置。</p> <p>(5)と殺した死体の焼埋却処理に係る省庁間連携。資機材の備蓄。国民への適確な情報提供。展示動物、学校飼育動物、天然記念物に係る省庁間連携。</p>	京都府	<p>防疫指針は、家畜伝染病予防法の発生の予防、発生時の初動防疫等の措置を総合的に実施するものであり、その範囲で必要となる事項について、定めています。</p>
農林水産省の取組	<p>農水省の取組事項に次の事項の取り組みを加えることを検討願いたい。</p> <p>空海港での水際防疫の徹底、と殺家畜の処分方法の確立、資機材の備蓄、展示動物、学校飼育動物、天然 記念物等に係る省庁間連携</p>	京都府	
農林水産省の取組	<p>農林水産省は、大型資材・機材等、都道府県へ貸与できること等について、記載願いたい。</p>	栃木県	<p>提案いただいた内容について、防疫指針に明記しました。(口蹄疫の防疫指針の第5の2の(7)、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫指針の第6の2の(7))</p>
農場への周知	<p>「海外における最新の発生情報に関する情報」を郵送等で速やかに「全農場に周知する」とされるが、どの程度の情報を想定しているのか</p>	福岡県	<p>各農場における防疫を徹底していただく観点から、アジア地域における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生状況等について、都道府県から全ての家畜の所有者に対し、迅速に情報提供を行う必要があります。</p>
農場への周知	<p>農林水産省からの情報提供があるたびに、全農場への情報提供をおこなうのか伺う。</p>	鹿児島県	

農場への周知	農林水産省から海外の発生状況の情報提供を受けた度に周知するためには、莫大な時間と経費を要する。 情報の提供は費用対効果も考慮し、組織等を活用し効率的に行うべきと考える。任意団体を事業実施主体とした情報伝達のための事業創設等新たな手法が必要と考える。	宮城県	
農場への周知	海外における最新の発生状況については、大規模農場及び関係機関・団体には毎回とし、その他には必要に応じて周知することとされたい。例えば、数日毎の発生情報や、一般に飼養者と交流がほとんどない国の発生状況を、毎回全ての飼養者に速やかに伝えることは、現実的ではない。	島根県	
農場への周知	県庁HP上での情報提供を持って全農場への周知とすることができるか。	高知県	アジアでの口蹄疫の発生状況等の基本的な情報については、全ての家畜の所有者にしっかりと周知を行う必要があります。 なお、具体的な周知の方法について、各都道府県で検討いただきたいと考えております。
農場への周知	全農家への周知(広報)は基本と考えるが、その具体的方法等は県の裁量を認めていただきたい。	大分県	
農場への周知	周知対象の農場とは何か。動物園、愛玩用飼育などを含んでいるか。	茨城県 京都府 高知県	
農場への周知	周知対象の農家は、飼養規模としては何羽以上と解してよいか。	長崎県	
農場への周知	海外の発生状況等に関する情報提供を全農家に周知する場合、市町村、団体等を経由しても良いことにしたい。	長崎県 宮崎県	
農場への周知	頻繁に行われる国からの情報提供を周知することは、都道府県の責務と考えるが、円滑な対応ができるよう、「市町村・関係団体等と協力し」という言葉を入れていただきたい。	熊本県	

農場への周知	<p>アジア地域以外の日本と接点がないような国の情報についても提供する必要性は低い。全農場（畜産農家から愛玩まで）への情報提供は、市町村や関係団体と連携して実施するのが良い。</p> <p>このため、「全農場に周知する」を「全農場に周知するように努める」と変更する。</p>	鳥取県	
農場への周知	<p>国がホームページの更新毎に、県が農場等に周知することは不可能である。（日に複数回、更新されることもある。）</p> <p>新たな発生や再発、拡大した場合などに限定して周知する方が、効果的である。</p> <p>このため、前農場への周知は、「必要に応じて」行うこととする。</p>	岡山県	
農場への周知	<p>愛玩動物、草刈り目的で山羊等の飼養者等にも周知する必要があるのか。</p>	京都府 鹿児島県	
農場への周知	<p>愛玩飼養者への周知については努力目標にさせていただきたい。愛玩鶏飼養者への情報提供は農林水産省の取組み内容としてさせていただきたい。</p>	宮城県	
農場への周知	<p>周知先に関係機関を追記する。</p>	岡山県	<p>提案いただいた内容について、防疫指針に明記しました。</p>
農場への周知	<p>通信費は家畜伝染病予防事業費の対象となるか。</p>	高知県 福岡県	<p>都道府県の家畜衛生対策の一般経費は、総務省が普通交付税の中で措置しています。</p> <p>農林水産省としては、引き続き、的確に普通地方交付税が措置されるよう最新の状況を総務省に情報提供していきます。</p> <p>なお、家畜衛生に係る広報に関する経費については、消費・安全対策交付金が活用可能です。</p>
農場への周知	<p>農場への周知に係る経費（郵送費、電話代、印刷代等）について、何らかの財政措置をお願いしたい。</p> <p>【岩手県、宮城県、愛知県、鹿児島県】</p>	左記	
立入検査	<p>農場の立入検査について、（年1回以上）を（原則として年1回以上）と変更されたい。</p>	群馬県 栃木県 鹿児島県	<p>御意見を踏まえ、都道府県の行う定期的な立入検査について、小規模飼養者を対象から除外するとともに、「原則として」年1回行うとの記述に改めました。</p>
立入検査	<p>農場への年1回の立入検査について、努力義務にしてほしい。</p>	大分県	

立入検査	農場への年1回の立入検査について、対象戸数が多く、対応は困難。	宮城県 熊本県
立入検査	家畜防疫員による農家指導について、大規模経営体や企業経営体は、その他の家族経営などよりも感染拡大のリスクが高いことから、年1回以上の家畜保健衛生所による立入検査を行うなど、高い飼養衛生管理基準が必要である。その他の農場の立入検査については、農場戸数、家畜保健衛生所の体制、農場間の距離等の地理的条件や冬場の道路通行上の悪条件などから年1回以上立入が困難な状況であるため、5年に1回以上などの定期的な立入検査に留めるべきと考える。	北海道
立入検査	「法51条に基づく農場への立入検査（年1回以上）」とあるが、管理獣医師等の報告に代えることはできないか。	秋田県
立入検査	法第51条に基づく農場への立入検査を全農場を対象に実施することは、具体的に各都道府県職員のみで対応することを想定されているのか。	佐賀県
立入検査	家畜防疫員が実施する51条の立ち入りに限定しての対応は農場数の多さからして極めて困難であるため、関係職員等による検査も可としてはどうか。51条の家畜防疫員の立入での対応に限定するならば、年1回以上の実施条件を緩和するなどしないと対応が極めて困難となる。	鹿児島県
立入検査	農場戸数が多い地域では、全農場に立ち入るのは困難であると考えられる。家畜診療獣医師、農協職員等の協力を受けることはできないか。	茨城県 長崎県
立入検査	立入検査を、法第51条の規定に基づき実施する場合、「年1回以上」を削除し、県が定める計画に基づき、定期的・計画的に実施することとする。 頻度を年1回以上とするのならば、家畜防疫員以外の畜産関係者（県・市町村・畜産関係団体の職員、獣医師など）による立入を可とする記載に改める。	岩手県
立入検査	高病原性鳥インフルエンザの立入検査については、業としない農場を除外するべきと考える。	北海道

立入検査	法第51条に基づく農場への立入検査について、法第52条の報告徴求の対象農場と同様（100羽以上の家きんを飼養者しているもの）とされたい。	栃木県 島根県	
研修会の実施	研修会の実施は、文書指導等で代用可能か。	高知県 鹿児島県	畜産農家の防疫に対する意識を高めるためには、畜産農家に対する定期的な研修会などを開催することが必要です。
研修会の実施	研修会の実施とあるが、印刷物等による情報提供にとどめるのがよい。関係者を集合させることは全ての感染症のリスクを高めることになり、特にHPAIの場合、疫学関連の対象となるのではないか？	岡山県	
研修会の実施	立入検査や農場巡回で個別に研修・指導を行うことにより代用することは可能か。	高知県	
研修会の実施	【全農家への研修会実施】について、改正家伝法において、各県における家畜防疫員の確保が明記されたが、十分とはいえない現状で、また、病性鑑定や他の防疫業務を推進している中で、これらの対応は困難である。	熊本県	
大規模農場指導	大規模農場を対象とする飼養衛生管理の状況の報告内容、報告頻度を具体的に明示していただきたい。	秋田県 岡山県 鹿児島県	
大規模農場指導	大規模飼養農場において、どのような場合に法52条の規定に基づく報告徴求を行うのか基準を示すべき。実施するにあたっては全国一律に実施すべきである。	秋田県	大規模農場からの定期報告については、地域の実情に応じて実施していただくことが重要ですが、例えば、日々の家畜の健康観察の実施状況等について、季節毎に報告を求めることが考えられます。
大規模農場指導	大規模農場からの定期報告は、法第12条の4（定期報告）又は第52条（報告）のどちらに基づく報告なのか。	鳥取県	
大規模農場指導	大規模農場からの定期報告について、平常時において、農家は毎年、飼養衛生管理基準に基づく報告義務を新たに設けたうえで、さらに、獣医師から法第52条に基づく報告を求める理由を明確にして頂きたい。	茨城県	

大規模農場指導	大規模飼養農場に対し、飼養衛生管理状況を管理獣医師から定期的に報告させるなど十分な指導を行う。のなかで、管理獣医師という表現を「管理獣医師等」、「管理者」、「診療獣医師」などの表現に改める方が望ましいと思われる。現実的に数値で示されている飼養頭数規模の農場で、管理獣医師と契約するのは経営的に困難でないかと思われる。	滋賀県	大規模飼養農場については、感染した場合の影響が大きいことから、日々の飼養衛生管理や通報体制が整備されているかどうかなどについて把握・指導し、早期の発見・通報などがより確実に行われるようにする必要があります。
大規模農場指導	飼養衛生管理状況の確認は獣医師以外でも可能であることから、報告者を「管理獣医師等」、「管理獣医師又は管理者」とする。	岩手県 山口県	
大規模農場指導	管理獣医師がない大規模農場への対応はどのように考えているか。	高知県	
大規模農場指導	雇用獣医師ではなく、開業獣医師に顧客の衛生管理状況を都道府県に報告させることは、一定の法的根拠がなければ出来ないのではないか。	岡山県	獣医師個人に対しても、法第52条に基づき、報告徴求を行うことが可能です。
指導基準	「遵守していない農場」の判断基準は何か。指導・勧告等を行う一定の基準を示していただきたい。	神奈川県 岡山県 愛媛県	今後、指導、勧告等の基準について、一定の考え方を示す考えです。
地図情報システム	現在の地図情報システムは、字の特定などに対応しておらず、移動制限区域の設定等に市町村の協力により、時間と人手を要している。 国で区域の設定及び区域内農場等を瞬時に把握できる地図情報システム等の開発を要望する。	鹿児島県	
地図情報システム	地図情報システムの活用について書かれているが、現在、全国共通の地図情報システムを国が開発していると聞いている。その具体的なスケジュール等を示されたい。 これまで使用している県独自の農家情報DBシステムとの兼ね合いをできるだけ早く検討する必要があるため。	兵庫県	平成23年度予算において、口蹄疫防疫マップの開発の委託事業を実施しているところであり、システムが完成次第、各都道府県に提供します。
事前準備全般	初動対応の事前準備は、県内最大規模農場について備えをしておけばよいか。	高知県	御指摘のとおり、県内最大規模農場で発生した場合を想定して、準備を行っていただきたいと考えています。

消毒ポイントの調整	消毒ポイントの設置場所の調整は、事前に道路管理者の許可が必要か。（事前調整よりも発生後の方が手続きがスムーズに進むことが多いため）	高知県	できるだけ、事前の段階で道路管理者とも調整を行っていただきたいと考えています。
死亡獣畜保管場所	「死亡獣畜保管場所」、「死亡家きん保管場所」とはどのようなものか、明確にすべき。 【宮城県、群馬県、岡山県、鹿児島県】	左記	死亡獣畜保管場所とは、長期間死体を保管できる冷蔵コンテナのことです。移動制限が長期間に及んだ場合、移動制限区域内の家畜の死体を長距離輸送することは、まん延を招くおそれがあります。このため、予め地域内で死亡獣畜保管場所を確保する必要があります。
死亡獣畜保管場所	死亡獣畜保管場所について、家きんでは想定できるが、大家畜を密封、保管する方法と場所を具体的に提示願いたい。	京都府	
死亡獣畜保管場所	死亡獣畜保管場所の確保は、埋却予定地が確保できている場合も必要か。	高知県	
死亡獣畜保管場所	「死亡獣畜保管場所の確保」について、民間などでストックポイントをもたない県については、どのように対処したらよいか。	熊本県	
死亡獣畜保管場所	死亡畜は搬出可能であるため、あえて確保の必要性は薄い。	群馬県	
死亡獣畜保管場所	死亡獣畜保管場所の確保等は、事前準備としては困難な場合が多い。	岩手県 神奈川県	
死亡獣畜保管場所	死亡獣畜保管場所の確保は、他の項目と性質が異なり、平常時において確保等を行うのは非常に困難であることから、調整等を行うに修正されたい。	島根県	
衛生資材備蓄	衛生資材や薬品等を備蓄するための経費について、家畜伝染病予防費負担金の対象とすべき。	高知県 宮崎県	備蓄目的の消毒薬等の購入費については、家畜伝染病予防法第60条1項に基づき、国費にて措置することは可能です。詳細については、担当者に御相談下さい。

衛生資材備蓄	「衛生資材及び薬品等の備蓄」に関して規定するのであれば、国が応分な経費負担をすること（家畜伝染病予防費負担金の対象化等）。 （まん延防止事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務であり、本来は国が直接背負うべき事務。）	愛知県	
衛生資材備蓄	資材、薬品の備蓄は県だけでなく国が対応する部分も記載すべきである。	鹿児島県	
衛生資材備蓄	抗ウイルス資材の備蓄についても記述すべきでは。	長崎県	抗ウイルス資材の備蓄について、防疫指針に明記しました。（口蹄疫防疫指針の第2の1の（8））
家畜防疫員確保	常勤の家畜防疫員を確保するのは、人員の基準が必要ではないかと思われる。国で飼養頭数に対する適切な防疫員数の基準を示されたい。	鹿児島県	本年4月に公布された家畜伝染病予防法改正法において、農林水産省は、各都道府県における家畜防疫員の員数を公表することとされており、これを通じ、必要な家畜防疫員が確保されるよう、各都道府県に促していく考えです。
家畜防疫員確保	必要な家畜防疫員の確保とあるが、非常勤の家畜防疫員の基準を示していただきたい。	岐阜県	
家畜防疫員確保	家畜防疫に必要な獣医師については、「雇いいれた獣医師」として獣医師会でリストアップしているが、どうしても「家畜防疫員」としての位置づけを必要とするか。	高知県	

家畜防疫員確保	家畜防疫員については、法53条第3項により都道府県職員を任命することとなっており、獣医師会等民間獣医師による家畜防疫員の確保については、法との整合性がとれていないと考える。	青森県	家畜伝染病発生時等に家畜防疫員が不足する場合には、非常勤の都道府県職員として民間獣医師等を採用し、必要な家畜防疫員を確保することができます。
家畜防疫員確保	民間獣医師の事前のリストアップは休業補償について明確な規定がないと難しいため、努力目標とすべき。また、偶蹄類の取り扱いになれた保定者については、ほとんどが家畜の飼養者のため、家畜防疫の観点から事前のリストアップは困難である。	宮城県	なお、民間獣医師の家畜防疫員任命については、必要な場面で、県の臨時職員として任命することにより、家畜伝染病予防法に基づく事務を執行させることが可能です。
家畜防疫員確保	非常勤の家畜防疫員や偶蹄類動物の取扱に慣れた保定者のリストアップについては、実際に出役可能な対象者が少ない場合の取扱については、いかにすればよいのかお示し願いたい。	滋賀県	
家畜防疫員確保	他機関からも協力が得られるような記述が良いので、非常勤の家畜防疫員の確保について、「獣医師会と協議して」を「獣医師会等と協議して」とする。全獣医師が獣医師会の会員ではない。	宮城県 鳥取県 京都府 宮崎県	御指摘の通り、協議の対象について、「獣医師会等」に修正しました。また、日本獣医師会にも情報提供を行っています。
家畜防疫員確保	ここで言う獣医師会とは日本獣医師会傘下の都道府県獣医師会のことか、又は獣医師からなる団体という意味か。前者とするなら防疫指針に出てくるような協力が可能なのか。また、農林水産省と日本獣医師会で調整済みか確認願いたい。	京都府	
家畜防疫員の確保	応援の家畜防疫員等の確保について、登録活用できる制度の検討が望まれる。	秋田県	各都道府県には、既に各家畜保健衛生所当たり1名の家畜防疫員を派遣できるよう体制整備をお願いしているところであり、これが着実に実行されれば、150名程度の家畜防疫員を即座に派遣することが可能となっています。

埋却地確保	<p>農場における埋却地等の事前確保が十分でない場合の措置は、法第12条の3は埋却地は農家自身が確保すること、法21条の6は「努める」規定であることなどから、指針には記載しない、または、「努める」との表現に変更していただきたい。</p> <p>民有地の購入斡旋、賃貸契約を結ばせることは不可能。また、土地の情報提供により、すべてが行政任せになった場合、民有地の利用について、所有者と県が協議することは不可能。【群馬県】</p> <p>情報提供が義務化されると、農場が埋却地確保の努力を怠ることが懸念されるため案文を修正する必要がある。【鹿児島県】</p>	群馬県 大分県 鹿児島県	<p>家畜の所有者が埋却地等を確保していない場合においても、発生時には迅速に焼埋却を行うことがまん延防止の観点から極めて重要となります。このため、各都道府県において、農場における埋却地等の事前確保が十分でない場合の措置は、努力義務ではなく、しっかりと講じていただく必要があります。</p> <p>なお、いただいたご意見も考慮し、都道府県による公有地の確保は、農場毎に行うのではなく、地域毎に行う旨の修正を行いました。</p>
埋却地確保	<p>埋却地の確保は家畜の所有者の責務であることから、事前に公有地の情報を提供するべきではない。自ら確保した者が不公平感を抱くおそれもある。</p> <p>【秋田県、青森県、宮城県、奈良県、岡山県】</p>	左記	
埋却地確保	<p>都道府県は、当該農場に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供するとあるが、利用可能な土地とは、民有地と解釈して良いか。</p>	和歌山県	
埋却地確保	<p>民有地の情報については、個人情報となる場合があるため畜産農家への情報提供は困難。</p>	秋田県	
埋却地確保	<p>公的機関である県が、農家に対して土地の斡旋をすべきでない。</p>	岡山県	
埋却地確保	<p>発生時の埋却地の確保は第一義的に飼養者の責務であり、特定個人(法人)を対象に公有地での対応を前提とした表現はありえないと考える。</p> <p>このため、農場における埋却地等の事前確保が十分でない場合の措置のうち、「市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該農場で発生した場合に利用可能な公有地を具体的に決定する。」ではなく、「市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該市町村の農場で発生した場合にやむをえず利用する公有地をリストアップしておく。」とすべき。</p>	鹿児島県	

埋却地確保	<p>家きんの埋却地の確保について、無いものに対して公有地を用意することは、生産者間で不公平である。生産者の努力が報われる制度の方が好ましい。</p> <p>基本は生産者の努力で確保。出来なければ、農場内での発酵消毒で対応することを基本とする。この方法であれば、発酵消毒すれば経営再開は当然遅れることになるから、生産者側のリスク管理面からも埋却地を確保することが好ましいことになる。</p>	岡山県
埋却地確保	<p>地方公共団体が発生以前の事前時準備に埋却地をリストアップはできるが、個々の農家別に決定することは現実的ではないことを理解して頂きたい。個別の農家に公共用地を提供することは、現在の社会情勢から相当の理由が必要となるため、国有地の提供も率先して提供することを検討して頂きたい。</p>	茨城県
埋却地確保	<p>家畜伝染病予防法第21条の6の「補完的に提供する土地の準備」は努力規定であるが、指針では、「農場における事前確保が十分でない場合」は、都道府県が公有地を確保することとされている。都道府県に対する義務づけについては、全都道府県と事前に十分に協議されたい。</p>	島根県
埋却地確保	<p>私有地、県有地及び市有地だけの情報では、事前の埋却候補地を幅広く準備することが困難となっている。</p> <p>国有地の情報は、各省庁が個別に管理しており、都道府県が国有地の情報を得ることが難しい。実際に国有地を活用する際には、関係省庁や関係法令等の調整を進める必要があり、発生時に短時間で埋却地確保するには支障が生じる。</p> <p>→国有地に関する情報を平時から提供して頂き、農林水産省において事前に関係省庁や関係法令等の調整を実施して頂きたく、その旨を指針に盛り込むよう強く要望。</p>	愛知県

埋却地確保	<p>飼養衛生管理基準に係る罰則規定については、都道府県は、直ちに勧告・命令をするのではなく、まずは指導・助言を行うこととなっているが、飼養衛生管理基準の改正案により、埋却地等の確保について、農家に対し厳しい指導を行う必要があると思われる。</p> <p>仮に猶予期間を設けるとして、期間中は第2の2の(9)の内容のとおり、埋却地の確保について都道府県が公有地等の斡旋等を行うことになるが、猶予期間が終わって、勧告、命令を行った農家へも同様の対応を行うのか示していただきたい。</p>	大阪府	
埋却地確保	農場で確保出来ない場合、市町村・関係団体での確保についても明記願いたい。	宮城県	
埋却地確保	国有地で埋却地として使用可能な土地の情報を都道府県に公開すべき（長崎県のように土地が狭く、岩盤や傾斜の多い県には事前調査に労力がかかり確保が困難）	長崎県	都道府県で埋却地等の確保を行うことができない場合には、必要に応じ、埋却地候補となる国有地に関する情報の提供を行うことも可能です。
埋却地確保	農家や都道府県だけでなく、国としても埋却地等の確保に御協力いただきたい。→第2の1 農林水産省の取組に、「埋却地等の事前確保について、都道府県に対し、利用可能な国有地に関する情報等を提供する」と明記してもらいたい。	愛知県	
埋却地確保	埋却地等の準備について、準備する者の優先順位を明確にし、明記していただきたい。	宮城県	埋却地等の準備は全ての畜産農家に行っていただく必要があります。これが不十分な場合には、都道府県において、地域ごとに埋却地等の確保を行っていただく必要があります。
埋却地確保	利用可能な土地の畜産農家への情報提供について、県だけでなく国においても当該農場に情報提供をお願いしたい。	福岡県	家畜伝染病予防法において、各農場への指導は、都道府県の事務とされています。
埋却地確保	埋却地の確保について、「家伝法第21条第7項の規定に基づき、必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める」旨を指針内に明記すべき。	愛知県	御意見を踏まえ、防疫指針に追記しました（口蹄疫防疫指針第2の2の(10)、鳥インフルエンザ防疫指針第2の2の(10)）。

埋却地確保	埋却地の事前調査や確保、防疫作業への協力時の他省（国交省、防衛省等）との連携について記載すべきではないか。	長崎県	防疫指針は、農林水産省・都道府県・市町村が家畜伝染病予防法の発生の予防、発生時の初動防疫等の措置を総合的に実施するためのものであり、その範囲で必要となる事項について、定めています。
埋却地確保	住民説明会は市町村が主体で行うべきではないか。	岐阜県	家畜伝染病予防法上、発生予防対策は都道府県が行うこととなっています。このため、埋却地等の事前確保に関する住民説明会についても、必要に応じ市町村の協力を得て、都道府県において行っていただく必要があります。
防疫責任者	防疫責任者とは、誰を指すものか示されたい。	群馬県	実質的に防疫措置を実施する責任者のことです。具体的にはどのような役職の者を指すのかについては、各都道府県の実情によって異なるものと考えております。
防疫責任者	防疫上の判断については、その人の資質や経験によるところが大きいが、家保での経験なども重要であり、主務課での在任期間は重要ではない。この点のみをことさら言うのは不適切である。	岡山県	宮崎県の口蹄疫の防疫対応を検証した第三者から成る口蹄疫対策検証委員会は、報告書の中で、防疫方針が時間とともに風化しないようにするために、技術行政の継承を担保する仕組みを検討すべきであり、特に、人事面での工夫（責任者の在任期間の長期化、責任者が異動する場合の十分な引き継ぎ期間の確保など）が必要であると指摘しています。
防疫責任者	都道府県畜産主務家の防疫責任者は相応の経験と見識を有することから任命されている。都道府県畜主務課の防疫責任者の在任期間については、都道府県の人事管理の問題であり、指針で定めるべきものではない。 【青森県、秋田県、宮城県、群馬県、栃木県、神奈川県、岐阜県、滋賀県、奈良県、広島県、愛媛県、鳥取県、山口県、大分県、熊本県、鹿児島県】	左記	なお、防疫責任者の在任期間については、都道府県の努力規定としています。
防疫責任者	都道府県の防疫責任者については、国からの依頼により、従来からの慣行で家畜衛生主任者をおき、適切に防疫業務に取り組んでいると認識しているところである。防疫責任者について、その役割または機能を明示していただくとともに、必要に応じて法等でその位置づけを明確化されたい。	愛知県	

防疫責任者	国が県に要請するのか、この文言に留めるのか。県の人事の問題と考える。	石川県	
防疫責任者	長期間、防疫責任者につくことが円滑な防疫措置につながるのか、専門家の意見を入れて検討すべき事項と思慮される。	茨城県	
防疫責任者	防疫責任者の在任期間の長期化をすすめたから、防疫活動が円滑にすすむわけではない。引継ぎが十分に行われていれば、問題ないと考えられる。 このため、「都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め…」を「都道府県畜産主務課の防疫責任者は、異動時にも円滑な防疫活動を実施できるように、十分に引継ぎを行う」に修正すべき。	岡山県	
防疫責任者	県の人事に対し指示を行うのであれば、国についても同様の事項を明記すべきではないか。 また、県の人事当局が、指定した役職を特別扱いするか疑問。	福岡県	国においては、既に防疫責任者の在任期間の長期化を行っているところです。
防疫責任者	長期化に努めとあるが、どのような期間を長期化と呼ぶのか不明瞭。また国の担当者については、言及されていないにも関わらず、都道府県担当者だけに長期化を求めるのはおかしい。	宮崎県	
放牧の発生予防	「発生予防」が何よりも重要であるものの、記載のボリュームが少なく、もっと具体性に明記願いたい。また、例えば、放牧管理が前提となるダチョウや地鶏の発生予防対策を具体的に提示願いたい。	京都府	防疫指針は、農林水産省・都道府県・市町村が家畜伝染病予防法の発生の予防、発生時の初動防疫等の措置を総合的に実施するためのものであり、その範囲で必要となる事項について、定めています。 ダチョウや地鶏など、放牧管理が前提となる家畜についても、これに準じて必要な対策をお願いいたします。
市町村等の取組	特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の円滑な実施には、市町村の果たす役割が大きいことから、家畜伝染病予防法第3条の2及び第62条の4に基づく市町村の役割をできるだけ具体的に指針の中でも明記願いたい。	東京都	御意見を踏まえ、市町村の取組として、①都道府県の取組に協力すること、②家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援等を行うことを明記しました。
市町村等の取組	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生予防及び防疫は、国、都道府県のみならず、市町村などの地元関係機関・団体との連携が重要であり、その役割等について明記すべきである。	北海道	

市町村等の取組	<p>市町村・関係団体の取組について、市町村等からの協力内容・役割分担の根拠を明確にするために具体的な内容にしていきたい。地域の状況や地理感のある市町村担当者や職員の協力は不可欠である。</p> <p>さらに、費用負担についても検討願いたい。</p>	宮城県
市町村等の取組	<p>市町村・関係団体の具体的な役割を例示、又は「家畜防疫を総合的に推進するための指針」に掲げる市町村・関係団体の取組を記載する。</p> <p>(例) ①自衛防疫体制の整備、②埋却場所、消毒ポイントの設置場所の確保、③防疫措置に要する人員・資材の確保、④県が行なう防疫活動への協力、⑤飼養衛生管理基準の遵守指導及び法第51条に基づく立入検査</p>	岩手県
市町村等の取組	<p>家畜防疫を総合的に推進するための指針（平成13年9月6日）では、市町村は、(ア) 家畜所有者等が行う自衛防疫の推進及び連絡調整、(イ) 家畜所有者の行うべき防疫措置の実施に対する支援、(ウ) 県が行う防疫活動への協力とある。</p> <p>地方自治のあるべき理念、原則である「補完性の原理」により、農家個人の土地・環境問題等は基礎自治体で解決すべきで、県は広域的な事務や発生防止、まん延防止を行うので整理していただきたい。</p> <p>また、市町村や関係団体の協力すべき事項について、具体的に記載願いたい。</p>	岐阜県
市町村等の取組	<p>地域住民への説明や合意の形成は都道府県よりも住民に近い市町村が担当した方が効果的。</p> <p>焼却施設は市町村や市町村等の組織する衛生組合が運営しており、市町村の調整が不可欠。</p> <p>消毒ポイントへの給水は市町村の所有する給水車が必要。その他にも市町村や関係団体が実施した方が効率の良いものがあり、市町村や関係団体の役割の明確化が必要。</p>	岡山県

市町村等の取組	前文にあるとおり、家畜伝染病の予防は先ずは畜産農家による飼養衛生管理基準の遵守が基本であり、これを踏まえ、畜産農家の取組の追加するべき。	京都府	防疫指針は、農林水産省・都道府県・市町村が家畜伝染病予防法の発生の予防、発生時の初動防疫等の措置を総合的に実施するためのものであり、その範囲で必要となる事項について、定めています。
【異常家畜の発見及び検査の実施】			
農場での消毒措置	農場の出入り口及び農場で使用している衣類、使用器具を消毒するとあるが、都道府県が行うのではなく農場へ指示して行うこととして頂きたい。	岡山県	家畜防疫員の指導の下、農場従業員が衣服等の消毒を行っていただいても構いません。
検査前の移動制限	病性決定前の法第32条の適用は可能かを確認したい。	岩手県 長崎県	病性判定前であっても、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があると認められるときは、法第32条に基づき、家畜等の移動を制限することが可能です。 法令上法第32条に基づく移動制限を行った場合に必ず告示を行わなければならないこととはなっていませんので、都道府県の規則で告示を行う旨の規定を設けている場合には、迅速に制限を行えるよう、必要な規則改正を行っていただきたいと考えています。 なお、当該移動制限により飼料費等の増加が生じた場合には、検査結果が陰性であった場合も含めて、法第60条第2項の規定に基づき、家畜伝染病予防費の対象となります。
検査前の移動制限	異常家畜の発見の届出を受けた時点では、当該家畜さんは「患畜となるおそれがある家畜」であり、患畜及び疑似患畜ではないことから、当該農場の物品の移動制限は、法第32条ではなく、第14条第3項の規定に基づく指示ではないかと考える。	青森県 鳥取県	
検査前の移動制限	患畜等が発生する可能性のある農場の家畜、死体、物品等に対して、より迅速に移動制限を措置するため、移動制限措置を講じる対象農場数が一定未満である場合、告示によらず、文書通知等の手段でも実施できるよう、検討いただきたい。	岩手県	
検査前の移動制限	本県では、法第32条第1項に基づく移動制限は告示（公表）により行うこととなっているため、第5の3の（1）の公表のタイミングと合わない。検体送付時点においては、移動自粛の要請としていただきたい。	兵庫県	
検査前の移動制限	法32条に基づく物品の移動を制限するとの記載があるが、移動の自粛要請で不都合な点は何か。旧指針のように詳細に記載願いたい。	宮城県	

検査前の移動制限	「法第32条第1項の規定に基づき、移動を制限する」を「法第14条第3項の規定に基づき、家畜防疫員が隔離を指示する」とする。検体送付時に告示の手続きは間に合わない。また告示は公表であり、指針上の公表のタイミングは病性判定時となっている。	宮崎県	
検査前の移動制限	施行規則第41条により、法第32条の規定により規則を定めるとき、又はこれらの規則に基づき重大な処分をしたときは、関係都道府県知事に通報しなければならないこととなっている。 患畜や疑似患畜と確定される以前に講じた法第32条第1項の規定に基づく措置について、最終的な病性判定で陰性とされたときに、関係都道府県知事に通報する必要があるか整理いただきたい。	岩手県	
検査前の移動制限	移動自粛により安全が保たれる事例もあることから、移動の自粛についても明記していただき、法第32条第1項の規定に基づく移動制限を講じることが出来るとの表現に改めていただきたい。	宮城県	
検査前の移動制限	動物衛生課へ報告の上、当該農家へ法第32条に基づく移動の制限をかけることとなっている。法第32条に基づく移動の制限は農家に過重の負担を強い、また、法第60条第2項の対象となるため、インフルエンザ簡易キット等検査結果に基づく対応とするべきである。	愛知県	
検査前の移動制限	まん延防止のため重要な項目であるが、生乳移動制限等の影響は大きく防疫の判断に影響する恐れがあるため、陰性であった場合の損失の考え方について提示願いたい。	京都府	
検査前の移動制限	発生確認前に、家畜市場の開催自粛が生じた場合についてもその損失等の考え方について提示願いたい。	京都府	移動制限により飼料費等の増加が生じた場合には、検査結果が陰性であった場合も含めて、法第60条第2項の規定に基づき、家畜伝染病予防費の対象となります。なお、家畜市場が自主的に開催を中止した場合には、家畜伝染病予防費を措置することは困難です。

発生に備えた準備	病性判定前の一定段階（例えば、第3の3の（1）の措置）以降に、陽性判定に備えて行う一定の準備（例えば、24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却に必要な人員動員、資機材の購入・賃貸契約など）に係る経費について、最終的な判定結果の如何を問わずに、家畜伝染病予防法第60条第1項の交付対象としていただきたい。	岩手県	病性判定前に行った事前準備に関する経費については、支出することが必要と認められるものについては、結果的に陰性であったものも含めて、家畜伝染病予防費を措置することが可能です。なお、この場合には、必ず事前に担当者に御相談いただくことが必要となります。
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報に動物用医薬品会社、機械修理業者等も含めるべき。	岡山県 香川県 福岡県	<p>検体送付時に国に提出する疫学情報は、移動制限区域の設定範囲を検討するために、感染が広がっている可能性のある地域を見定めるための基礎的資料として、提出いただくこととしているものです。</p> <p>このため、当該情報は、移動制限区域の設定前に短期間で収集を行わなければならない、必要な情報に絞って規定しているところです。</p>
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報に農協指導員、入雛業者等も含めるべきであると考えます。	長崎県	
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報に家きん卵、廃鶏等の移動履歴も加えるべき。	愛知県	
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報に農場主、従業員、畜産関係者を追加すべき。	茨城県 宮崎県	
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報にその他家畜に接触した外来者、排せつ物の出荷先を追加すべき。	島根県 鹿児島県	
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報に「たい肥の出荷先」とあるが、これは削るべき。たい肥の出荷先はたい肥運搬車両の疫学情報を収集すれば確認可能。	宮崎県	
検体送付時の疫学情報	検体送付時に国に提出する疫学情報の「当該農場に出入りしている以下の人・車両の巡回範囲」の前文に、「前7日以内に当該農場に・・・」を加える。	島根県	
検体送付時の疫学情報	農林水産省への報告について、迅速な報告が必要なことはわかるが、初動対応時にこれだけの資料を提出させるのはどうか。もっと簡易な状況の報告でいいのでは。	岡山県	

農場への指導事項	農場から通報があった場合、「所有者及び従業員等が外出する場合は、適切な消毒等を行うこと」とあるが、現地へ家保が到着するまでは、外出は原則禁止にすべきと考える。	長崎県	全ての従業員が現地にとどまる必要はないものと考えています。
農場への指導事項	通報農家への指導事項として、異常家畜の生乳、排せつ物等と他の家畜との接触することがないようにすることとあるが、これは通常困難である。「可能な限り」という表現を加える。	岡山県	異常家畜の生乳、排せつ物等と他の家畜が接触することがないようにすることは、まん延防止のために必ず実施することが必要です。
獣医師への指導事項	口蹄疫と判明した場合に、通報した獣医師に7日は偶蹄類飼養施設に立ち入らないこととしているが、一律に定めるのではなく、状況に応じた判断をすべきである。	神奈川県	諸外国では、口蹄疫発生農場に出入りした獣医師等がウイルスを伝播した可能性も指摘されています。立入制限の期間は、伝播可能性を考慮し、一律に設定する必要があります。
家畜市場等への指導事項	家畜市場から異常家畜の通報があった場合、人の移動についての規制は？消毒を実施した上で帰宅し、一定期間畜舎には入らない（家畜に接しない）等の基準が必要であると考え	長崎県	御意見を踏まえ、家畜市場等から通報があった場合においても、従業員等の外出時に消毒について、明記しました。
家畜市場等への指導事項	家畜市場・と畜場から通報があった場合の留意事項に以下を追加する。「当該家畜を出荷した農家等には、十分な消毒を実施後、農場に直帰するよう指導すること」	鹿児島県	
家畜市場等への指導事項	家畜市場及びと畜場から通報があった場合に、それぞれの関係者についての取り扱いはどのようにするのか。病性が確認されるまで待機させるか、帰宅させる場合は、獣医師の場合と同じように、消毒等の措置をさせるのか明記願いたい。	千葉県 長崎県	
家畜市場等への指導事項	家畜市場から異常家畜の通報があった場合の留意事項に家畜の移動を禁止するとあるが、自粛とすべき。病性判定前であることから、禁止は出来ないと考える。もし禁止とするならば、法的根拠を明示して欲しい。	宮崎県	

家畜市場等への 指導事項	市場開催中に家畜の移動を禁止すると、損失が生じるが、当該損失は国により措置されるか伺う。	鹿児島県	当該移動制限により畜産農家に飼料費等の増加が生じた場合には、検査結果が陰性であった場合も含めて、法第60条第2項の規定に基づき、家畜伝染病予防費の対象となります。
家畜市場等への 指導事項	家畜市場から通報があった場合について、市場では多数の関係者が来場・出入りしており、万一異常畜を発見した場合、一時的に多くの関係者および牛について移動を自粛させ、対応を取らなければならない。そのため、セリに来ている生産者・購買者への具体的な対応、異常畜以外で場内にいる家畜への対応について、疑似患畜決定前にいろいろと規制をかけることとなるため、国で明確な基準を示していただきたい。	熊本県	本防疫指針に基づく措置のより詳細な事項については、今後別途定める留意事項において、お示しします。
家畜市場等への 指導事項	家畜市場、と場で同居牛に対する措置及びそれを搬入した人の特定、立入先等の調査について明記のこと	岡山県	異常家畜の所有者の特定については、既に記載済みです。それ以外の家畜については、疫学調査として別途実施していきます。
家畜市場等への 指導事項	と畜場（食鳥処理場）から通報があった場合の留意事項に、「異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜（家きん）のと畜（と殺）を中止すること」とあるが、場内にいるその他の家畜の処理は可能か。また、処理をした場合に発生すると体及び不可食部分の取扱は。	三重県 長崎県	異常家畜を出荷した農場以外の家畜は、と畜することが可能です。
家畜市場等への 指導事項	同一の農場から出荷された家きんのと殺中止指導があるが、処理場で接触した他の農場の家きんも対象とした方がよいのではないか。	岡山県	区分処理されていれば、と殺を中止する必要はありません。
家畜市場等への 指導事項	と畜場、食鳥処理場の防疫措置については、と畜場法等関係法令との役割を明確化していただきたい。	青森県 兵庫県	

<p>家畜市場等への 指導事項</p>	<p>と畜場における異常家畜の発見時の対応については、環境条件が農場とは大きく異なることや、と畜中止や家畜及び畜産物の移動制限による影響が極めて大きいことから、と畜場法や食品衛生法等の関係法令と家畜伝染病予防法との関係等を明確にして、厚生労働省（公衆衛生部門）と連携した防疫措置の在り方を指針として示してもらいたい。</p>	<p>東京都</p>	<p>都道府県知事は、家畜伝染病予防法第33条に基づき、家畜伝染病をまん延を防止するため必要があるときは、と畜場等の事業を停止又は制限することができることとされています。 これらについては、食品衛生法の規定にかかわらず、執行することが可能です。</p>
<p>家畜市場等への 指導事項</p>	<p>と殺中止、と鳥や畜産物の搬出入に関して、家畜防疫員が食鳥処理場を指導することについて厚労省との調整は出来ているのか伺いたい。</p>	<p>岡山県 鹿児島県</p>	
<p>家畜市場等への 指導事項</p>	<p>と畜場から通報があった場合の留意事項に、家畜及び畜産物の搬出入を停止するとあるが、畜産物とは何か。補償の対象とはなるのか。</p>	<p>岡山県</p>	<p>誤解を招く表現であったことから、家畜及び畜産物の搬出入の禁止は削除し、畜産関係車両の出入りを禁止するとの表現に改めました。 異常家畜の出荷農場以外の家畜に係る食肉については、通常どおり出荷することが可能です。</p>
<p>家畜市場等への 指導事項</p>	<p>と畜場から通報があった場合、排水処理はどうするのか。</p>	<p>長崎県</p>	<p>活性汚泥法による浄化が行われていれば、ウイルスは死滅・除去されているものと考え、通常どおりの排水処理を行っていただいで構いません。</p>
<p>家畜市場等への 指導事項</p>	<p>と畜場で発生した場合、繋留中の家畜は全頭殺処分の対象となるのか。</p>	<p>長崎県</p>	<p>と畜場で発生した場合に、必ず繋留中の家畜が全て疑似患畜となるわけではありません。患畜等との接触の程度を考慮し、判断することとなります。</p>
<p>輸送中の発見</p>	<p>家畜を輸送中（と畜場に搬送中）に発見・通報があった場合の防疫措置について明記していただきたい。</p>	<p>長崎県</p>	<p>輸送中に異状家畜が発見される確率は高いことから、特別の定めは置いていません。そのような事態が生じた場合には、個別に御相談下さい。</p>

【病性の判定】			
病性の判定主体	病性の判定は農林水産省が行うこととされているが、患畜、疑似患畜については、家畜防疫員が決定すべきことから、家畜防疫員による病性の決定についての記述が必要と考える。	青森県	
病性の判定主体	「農林水産省は、・・・病性を判定する。」、第6の1の(1)「都道府県は、患畜又は疑似患畜と判定する旨の連絡を受けたとき」及び同2の(1)「農林水産省は、患畜又は疑似患畜の判定後」とあることから、「患畜又は疑似患畜」と診断するのは農林水産省と解される。従前は、病性の判定は、患畜・疑似患畜の判定であり、家畜防疫員が行うことと記載されている。これは、都道府県から農林水産省への変更であり、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出の義務に該当するか確認したい。	岐阜県	法第13条の2第5項の規定に基づき、早期通報がなされる疾病については、動物衛生研究所の行う精密検査の結果等により、農林水産大臣が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定することとしています。 この場合、法第13条の規定に基づく届出は不要です。
判定方法	専門家の意見を踏まえて、改めて判定するということが疑似患畜か否かを判断することと解してよろしいか伺う。	鹿児島県	貴見のとおりです。
患畜と接触した家畜	過去7日以内に接触があっても疑似患畜とするということだが、どの程度の接触のことなのか、また口蹄疫の患畜と接触のあった家畜のみ疑似患畜とした場合、疑似患畜の同居畜は ①予防的殺処分、②経過観察のどちらで対応すべきか？	石川県	個々のケース毎に判断をすることとなります。疑似患畜の同居畜であっても、一定のもの(口蹄疫が続発しており、写真判定を行った疑似患畜と同居しているもの)は、疑似患畜として、と殺対象となります。 疑似患畜の同居畜のうち、疑似患畜とされなかったものについては、疫学関連家畜として、経過観察を行うこととなります。
家畜防疫員の判断基準	病性判定日から遡って過去7日より以前に当該患畜と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜の発症状況等から見て、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜を疑似患畜とするとしているが、どのような場合に患畜となるおそれと判断するのか具体例を示していただきたい。	兵庫県 宮崎県	患畜の発症状況に応じて、個々に判断することとなります。

【病性の判定時の措置】			
発生農場の所在地	<p>発生農場の所在地として連絡・公表するのは「住所」か「位置」（地図）か。住所は地番など、どこまでを表記するのか。</p> <p>【岡山県、島根県、香川県、高知県、長崎県】</p>	左記	<p>関係者に対する連絡は、番地まで確実に情報提供していただきたいと思います。他方、プレスリリースは、大字でとどめるのが適当と考えます。</p>
隣県への連絡	<p>隣接の都道府県への連絡を発生県が行うことになっているが、陽性判定時に備えた準備段階では可能であるが、発生確定時には、国が行うべき。</p>	群馬県	<p>移動制限区域の設定等に当たっては、隣接県で連携をとって行う必要があることから、発生県から連絡を行っていただくことが適当であると考えています。</p>
国からの派遣	<p>緊急支援チーム、疫学調査チーム等の国から職員の派遣は、発生農場の飼養規模や周辺農場数等を考慮し、「必要に依じて」としていただきたいと思います。</p>	大分県	
国からの派遣	<p>農林水産省から、②で疫学の専門家が、④で疫学調査チームが派遣されることになっているが、それぞれの目的と何を行うかを明確にしてもらわなければ、受け入れる県側が対応をとりづらい。</p> <p>現地では人員に余裕がない上、極めてタイトなスケジュールで多くを対応を求められている。その中で疫学調査員等を受け入れるためには、県の対応が明確である必要がある。また、疫学関連農場等を追跡、病性の決定を行う上での助言は上記いずれかが行って頂けるのか？</p>	岡山県	<p>国の防疫方針の改定を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家、発生農場における防疫措置をサポートする緊急支援チーム、疫学調査チームは、昨年の口蹄疫の事例を踏まえ、感染状況を早期に把握し、また、的確な防疫対応を実施するために派遣するものです。</p> <p>本年の高病原性鳥インフルエンザの事例では、これらの者を直ちに現地に派遣し、都道府県の実施する防疫措置に関する支援を行うとともに、感染状況や当該農場の疫学調査速やかに実施・公表し、その結果をもとに各農場に防疫措置の徹底を指導したところです。</p>
国からの派遣	<p>具体的防疫措置をサポートする緊急チームとは、発生農場で殺処分作業及び埋却作業のサポートを行うチームと解釈して良いか。また、発生の規模に係わらず初発事例から派遣されると想定して良いか。派遣される人数はどの程度を想定していますか。</p>	和歌山県	

<p>防疫資材の確保</p>	<p>発生時、特に連続発生時においては、迅速な浸潤状況の把握とまん延防止対策のため発生都道府県等で使用する検査試薬、防疫資材及び消毒薬の優先的な確保ができるよう、農林水産省対策本部の役割に、発生または制限区域を有する都道府県への検査薬品及び防疫資材について、十分な量を確保するよう調整するを追加願いたい。</p>	<p>大分県</p>	<p>資材の備蓄は、日頃より都道府県が行うこととしています。農林水産省は、都道府県が講じた取組について、家畜伝染病予防費で措置するなど、必要な支援を行うこととしています。発生時に、消毒薬等が発生県に十分な量が供給されないおそれがある場合には、別途、関係団体に対して指導を行います。</p>
<p>現地対策本部</p>	<p>今までは現地対策本部（管轄家畜保健衛生所）について規定されていたが、今後は、状況により設置することとの理解でよろしいか伺う。</p>	<p>岐阜県 鹿児島県</p>	<p>現行の防疫指針では、各対策本部の役割がはっきり記されていない上に、宮崎県の口蹄疫の事例では国の現地対策本部、市町村に対策本部、首相官邸にも国の対策本部が出来るなど、対策本部が乱立しました。また、対策本部の間では、権限と役割について混乱が生じ、現場で対策に当たる担当者や畜産農家に多くの混乱をもたらすことになりました。</p>
<p>現地対策本部</p>	<p>これまでの指針により現地対策本部の役割が明確になっていたが、今回の指針には明記されていない。これまで各県で指針に基づき本庁内及び地方事務所内で関係各課の協力のもと体制を構築している。これまでの体制を大きく変える事のないようにしていただきたい。</p>	<p>宮城県</p>	<p>農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的と所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意していただければ、設置していただいても構いません。</p>
<p>防疫方針の策定主体</p>	<p>農林水産省が具体的な防疫方針を決定し、国派遣職員が決定した防疫方針を伝達することとされており、国主体で決めたことを実行していく体系であるが、具体的な防疫方針の策定等が、法定受託事務において県の事務か国に属するのか教示願いたい。</p>	<p>岐阜県</p>	<p>防疫方針の決定は、国が行うこととしています。</p>

<p>報道発表の時期</p>	<p>従来から報道発表は簡易検査陽性時（高病原性鳥インフルエンザ）に行っているため、その旨がわかるような表現にしてもらいたい。簡易検査陽性で農場には移動制限（隔離）をかけることになり、報道発表しないことはあり得ない。また、早期発表して市町村、関係機関の協力要請しなければ早期防疫措置は不可能である。</p>	<p>岡山県</p>	<p>報道機関の発表については、農林水産省が患畜又は疑似患畜と判定したときに公表することとしていますが、円滑・的確な防疫対応を行う上で、特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表を行うこととしています。</p> <p>いずれにしても、公表を行わなくとも、市町村等の関係機関には事前に連絡を行うこととしており、これらの者における事前準備は、公表を行わなくとも可能であると考えています。</p>
<p>報道発表の時期</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザについて、昨年度の発生県の対応では、簡易検査で公表している事例が多い。</p> <p>円滑・的確な防疫対応を行うためには、簡易検査陽性で公表し、移動制限区域に入ることになる農家へは移動自粛要請をかけた方がよいと考える。（簡易検査陽性の内容次第で考慮が必要であるとは考える）</p>	<p>長崎県</p>	<p>また、動物衛生課と協議の上、判定前であっても陽性の可能性が高いと認められる場合には、判定結果を待たずに移動制限区域を設定することとしています。</p>
<p>報道機関対応</p>	<p>報道機関に対しては、協力を求めるだけでなく、守らせるべきで、違反行為があった場合の対応も検討願いたい。</p>	<p>京都府</p>	<p>報道機関がまん延防止につながるような違反行為を行った場合には、同様の行為を行わないよう指導いただきたいと思います。</p>
<p>応援派遣</p>	<p>四国四県の申し合わせで、四国内での発生の場合、家畜防疫員の即時派遣と衛生資材の提供を確認している。その場合も動物衛生課と協議が必要か（動物衛生課への報告は必要と考えている）。</p>	<p>高知県</p>	<p>発生状況によっては、発生県の隣接県における防疫体制をより強化しなければいけない場合もありますので、動物衛生課との協議は行っていただきたいと思います。</p>
<p>自衛隊派遣</p>	<p>自衛隊法第83条第1項に「知事は、防衛大臣又はその指定する者に要請することができる」とあり、自衛隊派遣については、動物衛生課への事前協議でなく、報告で良い。</p>	<p>鳥取県</p>	<p>自衛隊の派遣は、現場レベルでの調整に加え、中央省庁における調整も必ず必要です。</p> <p>これまで派遣された全ての事例において、当省と防衛省の間で事前調整を行っています。</p>

自衛隊派遣	自衛隊と本県はHPAI発生時の協力体制について協議を進めてきており、即時対応可能な人員、重機、作業内容等について把握しているところであるが、農水との協議がなければ派遣要請は出来ないのか？	岡山県	
防疫従事者の制限	偶蹄類家畜の飼養有無について調査する「防疫従事者」に含まれる（含まれない）防疫作業について教示願いたい。	高知県	発生農場における防疫措置に従事する者が調査の対象です。例えば、消毒ポイントにおいて消毒に従事する者は、調査の必要はありません。
防疫従事者の制限	<p>「偶蹄類の動物を飼養している場合は、直接防疫業務に当たさせない」について</p> <p>離島である壱岐市においては、市や関係団体職員の多くが家畜の飼養をしているが、業務に当たることが不可能であれば初動防疫に必要な人員確保が困難となる。</p> <p>特に保定作業は家畜の扱いに習熟している必要があることから、「原則として業務に当たさせない」として、消毒の徹底、家畜との接触を一定期間制限する等の条件をつけることで業務可能としてもらいたい。</p>	長崎県	当該規定は、防疫指針の留意事項ですが、その具体的な適用に当たって困難な場合があるときには、個別に協議していただきたいと考えております。
防疫従事者の制限	鳥インフルエンザについて、家きんのみならず、鳥類や豚を飼養している人も防疫業務を除外するべきと思います。	香川県	防疫従事者の制限は、家畜伝染病予防法の対象となる家きんへの発生を予防する観点から規定しているものです。

【発生農場における防疫措置】

<p>早期の防疫措置</p>	<p>発生農場の飼養頭羽数規模、畜舎の構造・配置、地理的条件等によりと殺に要する時間は異なるため、一律に24時間以内のと殺、72時間以内の焼埋却を行うこととするのは非現実的である。</p> <p>【青森、宮城県、埼玉県、東京都、奈良県、兵庫県、岡山県】</p>	<p>左記</p>	<p>まん延防止・早期収束のためには、発生農場におけると殺、焼埋却を迅速に行うことが何よりも重要です。宮崎県えびの市での口蹄疫の事例においても、早期のと殺・埋却を行うことで、感染の拡大を防止することができました。</p> <p>なお、これまでの多くの事例では、24時間・72時間にと殺・焼埋却が完了するよう、対応いただいているところです。</p>
<p>早期の防疫措置</p>	<p>24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却処理の根拠は、夜間作業が前提となり、天候等、場合によっては非常に危険である。</p>	<p>富山県</p>	
<p>早期の防疫措置</p>	<p>伝播力が強い特定家畜伝染病については、迅速な発生農場の防疫措置完了が基本となることは同意するが、発生農場の規模、畜舎構造等によりと殺、埋却等の処分に時間を要することや、あまりに防疫措置の完了を急ぐため、深夜等の作業において防疫従事者の事故発生の懸念もある。</p> <p>したがって、科学的な知見に基づき、農場封鎖及び消毒の徹底等のウイルス拡散防止を担保した場合は、防疫措置の完了を延期できる旨を明記すべきである。</p>	<p>静岡県</p>	

<p>早期の防疫措置</p>	<p>発生農場における防疫措置の実施は、できるだけ速やかに実施すべきことは当然であるが、本病の病性や自然界のウイルスを完全にコントロールすることが不可能である現状の中で、口蹄疫と同じ水準で防疫措置を必要以上に急がせることは、以下のような弊害や問題が生ずることが懸念されることから、十分な配慮を願いたい。</p> <p>① 発生農場周辺の住民の混乱や不安、風評被害を助長する。特に市街地に家畜農家がある都においては、防疫作業以上に周辺住民やマスコミ対策に要する作業が膨大となり、かえって防疫作業に支障が起きる。また、防疫措置を急ぐあまり、夜間作業等を強いることが無いよう配慮すべきである。</p> <p>② 防疫作業に従事する者の労働安全衛生に十分配慮する必要があるが、労働安全衛生の確保が困難となる。</p> <p>③ 現在、家畜保健衛生所以外に家畜防疫を行う既存組織や人員が無い中で、都関係職員等を動員し、不慣れな防疫作業に従事させるのは異例の業務であり、一定の事前準備はあるにしても人員確保等には一定の時間が必要である。</p> <p>④ 防疫措置には、多数の関係機関、団体等の支援、協力が必要であるが、これらの関係者への無理な要求は、かえって協力を得ることが困難となる。</p>	<p>東京都</p>
<p>早期の防疫措置</p>	<p>「原則として病性判定後24時間以内にと札を完了する。」とあるが、どの程度の飼養規模を想定しているのか。</p>	<p>愛媛県</p>
<p>早期の防疫措置</p>	<p>口蹄疫の防疫を考えた場合、スピードも大切であるが、強靱なウイルスの散逸防止を行うための防疫措置全般に渡るバイオセキュリティを確実に行うことの方が優先すべきであり、一定24時間以内で終了する飼養規模の明記を検討願いたい（例牛200頭、豚3,000頭等）。</p>	<p>京都府</p>
<p>早期の防疫措置</p>	<p>鳥インフルエンザウイルスは口蹄疫と比較してまん延しにくいと考えられるが、原則24時間以内のと殺、72時間以内の焼埋却を明記する必要があるのか。 【愛知県、京都府、岡山県、香川県、高知県】</p>	<p>左記</p>

<p>早期の防疫措置</p>	<p>病性判定後24時間以内のと殺は、規模や鶏舎構造により難しいと考えられる。資材の準備（炭酸ガス、ペール等）に時間を要するのと、採卵鶏の場合、ケージから取り出すのに時間がかかる上、鶏舎構造によって多数の人員が入れないことから、時間について明確に記載すべきではないと考える。</p>	<p>宮城県</p>	
<p>と殺の方法</p>	<p>安楽死できる手法を用いることを加筆する。</p>	<p>岡山県</p>	<p>まん延防止・早期収束のためには、動物福祉の観点配慮しつつ、発生農場におけると殺、焼埋却を迅速に行うことが何よりも重要です。</p>
<p>埋却地</p>	<p>埋却地の要件である、「人家、飲料水、河及び道路に近接しない場所であって、日常人及び家畜が接近しない場所に限る。」は、埋却を最優先することが必須であることから、努力目標的表現としていただきたい。</p> <p>法令に定めのあるところであるが、その程度の判断が難しい。また厳しい判断すれば、これを満たす埋却地はほとんどないと考えられる。</p> <p>例えば、人や家畜が接近しない条件であれば、農場内やその周辺はあり得ないことになる。今後、法令の改正も視野に入れながら、地域の了解が得られれば、埋却が早期に進むよう、またなるべく農場内もしくは近接する場所に確保できるような条件にして頂きたい。</p> <p>また、家畜の死体等を搬送するには、埋却地には道路が必須であり、この場合の道路の定義も明示して欲しい。</p>	<p>大分県 岡山県 宮崎県</p>	<p>埋却地の要件は現に省令で定められているものですが、これまで特段の支障はなかったことから、改正する予定はありません。道路の近接も程度の問題ですので、疑義があれば、個別に担当者に御照会下さい。</p>
<p>焼却処理</p>	<p>香川県では、埋却ではなく焼却処理を想定しており、大規模農場で発生した場合は、完了までにかかりの日数がかかります。</p> <p>最初から、焼却処理と化製場における化製処理を組み合わせた防疫計画を立てておくことは可能ですか。</p>	<p>香川県</p>	<p>焼却処理と化製場における化製処理を組み合わせた計画を立てていただいても構いません。ただし、この場合、あらかじめ発生時の利用について当該施設及び当該施設の所在する地方自治体と調整していただくことが必要となります。</p>

焼却処理	焼却処理を実施できる焼却炉の要件を提示願いたい。	京都府	死体を投入可能なものであれば、焼却炉の要件は特段ありません。
死体の運搬	死体の運搬時の消毒を具体的に明記すべき。液体の消毒薬等を噴霧することはウイルスを逆に飛散させる。このことから消毒方法を明記すべきと考える。	宮崎県	消毒薬を噴霧することでウイルスが拡散するとは考えていません。消毒の具体的な方法には、別途マニュアルを作成して、お示しします。
死体の運搬	「死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。」とあるが、大規模農場等で何度も往復する必要がある場合には、その全てに同行は困難であるため。	宮崎県	患畜等の死体の運搬時には、病原体の拡散リスクが高まることから、必ず家畜防疫員の方に同行いただきたいと思います。
死体の運搬	やむを得ない場合の死体の運搬に当たっては、家畜防疫員が不足している中で、出発と到着を管理すれば同行不要。死体の運搬については、事故ある場合に、家畜防疫員の指示を受けられる状況であれば、家畜防疫員が同行する必要はない。現地家畜防疫員は非常に限られており、発生農場での防疫措置、周辺での検診などの獣医学的な技術を求められる現場に最優先で配置しなければならない。	岡山県	
死体の運搬	やむを得ない場合の死体の運搬に当たっては、家畜防疫員が不足している中で、「同行については内容を熟知した家畜防疫員からの指示を受けた者を含む」の但し書きを追記できないか。	長崎県	
死体の運搬	死体を焼却等のために農場から移動させる場合に、家畜防疫員が同行することとなっているが、家畜防疫員の指示により、県もしくは市町村職員等の同行でも可能として欲しい。	千葉県	
化製に要する費用	化製場において化製処理することができることとなっているが、化製場において患畜等を処理する場合は、防疫上の観点から処理ラインを専用化する必要があり、通常業務を一部停止する必要がある。化製業者の協力を得るために、一部停止部分の補償等について家伝費等による補償制度を確立願いたい。	愛知県	化製場に対しては、化製費用を支払うこととなります。他の補償を行うことは困難ですので、事前に化製処理の方法及び費用等について、当該施設と調整を行っていただくようお願いいたします。

死体処理方法の研究	<p>当面の間は、埋却処分を基本とする趣旨については同意する。</p> <p>しかし、大規模又は都市化が進展している地域での発生の場合は、埋却処分が困難な場合も想定される。また、既存の焼却施設及び化製処理施設の利用にあたっては、移動ルートを選定及び施設の処理能力に課題があり、と殺及び死体の処理に要する期間が長期化する懸念もある。</p> <p>このため、埋却等に代わる処理方法及び疑似患畜の死体の保管方法の開発について、両指針に明記すべきである。</p>	静岡県	<p>農林水産省としては、埋却等に代わる処理方法及び疑似患畜の死体の保管方法の開発について、諸外国の事例も含めて研究開発を進めていく考えです。</p> <p>なお、防疫指針は、農林水産省・都道府県・市町村が家畜伝染病予防法の発生の予防、発生時の初動防疫等の措置を総合的に実施するためのものであり、その範囲で必要となる事項について、定めています。</p>
死体処理方法の研究	<p>本県で埋却地を確保する場合、殆どの地域で（ ）に記載されている場所をやむを得ず埋却場所の確保することが想定されるため、国において埋却以外の処方法（埋却、化製）について、研究・開発して頂きたい。</p>	茨城県	
死体処理方法の研究	<p>牛など大動物についての的確な輸送方法及び処理方法の具体的な手法を将来提示でききよう国、都道府県等での検証、研究が必要と考える。</p>	京都府	
検体の採材	<p>「感染経路究明のための、と殺前の検査材料の採取」について、具体的に内容を示して頂きたい。</p>	岡山県	<p>採取する検体は、異常家畜の検査と同様に、病変部スワブ、血液、上皮及び水疱液です。</p>
検体の採材	<p>殺処分時の採材は、国の疫学調査チームで実施していただきたい。</p>	岡山県 宮崎県	<p>と殺時の採材は、発生農場における防疫措置を実施する発生県が行うべきです。</p>
検体の採材	<p>発生農場での殺処分、消毒、埋却の担当以外に検査材料の採材担当を設けるといふことか？採材は、発生県が担当するのか？</p>	石川県	
検体の採材	<p>飼養規模に応じた検査材料の採材基準を示されたい。</p>	鹿児島県	<p>本防疫指針に基づく措置のより詳細な事項については、今後別途定める留意事項において、お示しします。</p>
写真撮影	<p>感染経路の究明のための発症家畜の写真撮影は、と殺時に発症している家畜全頭について撮影しなければならないか。</p>	高知県	<p>全頭について、撮影しなくても構いません。</p>

写真撮影	感染経路の究明のための写真撮影については、「可能な限り」を加える。と殺時の撮影等は防疫措置の遅れの原因となる。病変部位の画像が感染経路の究明に役立つとは思えない。殺処分の妨げになる作業は削除すべき。	岡山県	数頭程度の写真撮影を行うことがと殺の妨げになるとは考えられません。感染経路の究明のためには、臨床症状の状況確認も必要です。
写真撮影	写真撮影は、必須事項なのか、生体および死体時の2枚を撮る必要があるのか？	石川県	写真撮影は必須事項です。生体時のみ撮影していただければ問題ありません。
患畜等の評価	患畜・疑似患畜の評価については、自家生産の家畜の場合にも適切な評価額の算定基準を示していただきたい。	秋田県	現在、算定方法を検討中であり、今後別途定める留意事項において、お示しします。
患畜等の評価	自家産の家畜の評価については、従来通り平成19年1月16日動物衛生課長通知へい殺畜等手当金に係る家畜の評価方法について、に基づき行っていいか。	高知県	
汚染物品の対象	汚染物品の対象に、「その他病原体に触れたおそれがある物品」と追加すべき。	宮崎県	御意見を踏まえ、汚染物品に「その他病原体に触れたおそれがある物品」を加えました。
汚染物品の処理	汚染物品の処理方法に、化製処理又は消毒に、堆肥化を加えていただきたい。(排せつ物の処理には特に有効と判断される)	大分県	堆肥化は、消毒の一手法として実施可能です。現に宮崎県の口蹄疫の事例では、排せつ物を発酵消毒により処理しています。
汚染物品の処理	化製処理する場合に、運搬車両から原料搬入口までシートを敷くとあるが、防疫上、シートをしく必要はない。	岡山県	運搬物が漏洩しないよう、シートを敷くのは必須事項です。
汚染物品の運搬	汚染物品の運搬時の消毒について、積み込み前後に消毒とあるが、積み込み後に消毒する変更すべき。	宮崎県	車両表面の消毒も重要であることから、積み込み前後に消毒を行うことが必要です。

汚染物品の運搬	汚染物品の運搬時に移動経過を記録するとあるが、③で移動ルートについては事前に設定されていることから、移動経路を記録をする必要はないと考える。(他の項目にも同様の記載有り)	宮崎県	汚染物品の運搬時には家畜防疫員が同行することとしていないことから、実際にどのような移動をし、どこで消毒したのか、しっかりと記録する必要があります。
汚染物品の運搬	汚染物品の処理方法について、原則論とは別にこれまでの国内での対応事例あるいは海外で成功した事例がある場合にはこれらも指針に反映し、情報公開と一対応方法として明記願いたい。	京都府	宮崎県での事例でとった措置の内容については、既に各都道府県にお知らせしています。海外の事例を含め、今後とも各都道府県への情報提供を行っていきます。
と畜場での発生	と畜場で発生があった場合についての防疫措置も明記願いたい。	京都府	発生農場における防疫措置と同様に患畜等のと殺・焼埋却を行うこととなります。
防疫作業従事者	発生農場における防疫作業従事者の退場時の身体の消毒とは、具体的にどのような方法なのか、ご教示いただきたい。	大分県	衣手指の消毒等です。消毒の具体的な方法には、別途マニュアルを作成して、お示しします。
防疫作業従事者	農場内で使用した作業着等は原則、持ち帰らず廃棄処分とするのではないか。	岡山県 長崎県	下着等は持ち帰るケースが多いものと考えられます。
防疫作業従事者	作業前後で、作業前の人と作業後の人が交差しても問題ないのではないか。仮設テントはクリーンゾーンなので、作業従事者は消毒・脱衣後にしか入らない。ここで作業前の清浄な人と接触しても、双方問題はないと考える。	長崎県	作業前後の動線が交差することで、感染リスクが高まることから、動線が交差しないようにすることが必要だと考えています。
防疫作業従事者	留意事項の6に健康診断を防疫措置の前後に受診することとあるが、必要に応じて作業前の問診、医師による面談を行い、作業後は抗ウイルス薬の服用をする。また1週間以内の体調が不良な場合は関係窓口に届け出ることとする。に変える。 防疫措置は迅速かつ大規模なものとなることから、作業者全員が健康診断を受けることは困難である。 作業中の救護体制、作業後の追跡調査は重要である。	岡山県	作業中による事故等を防止する観点から、健康診断の受診は必須です。

【通行の制限遮断】			
制限の必要性	家畜伝染病予防法第15条では「通行を制限し、又は遮断することができる」とあるが、制限又は遮断は必須なのか。	愛媛県	防疫措置完了までは、通行の制限又は遮断を行う必要があります。
制限の必要性	但し書きで、通勤、通学、医療福祉等のために通行については、十分な消毒を行った上で認めることとするとあるが、認めることができるに止めて頂きたい。通行遮断はウイルス拡散防止のためだけでなく、防疫作業上も必要になることがあり、通行を認められないケースが想定される。この記述により住民等から通行を強く求められるなどのトラブルが起きる可能性があるため。	岡山県	通勤、通学、医療福祉等のための通行を認めなければ、住民生活に多大な支障が生じます。
周辺道路の遮断	「まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖することとする。」を追加する。発生農場の出入りする道路のみの通行遮断だけではなく、まん延防止の観点から必要な場合には、発生農場周辺の交通量の多い道路の遮断を可能としていただきたい。	宮崎県	法に規定されているのは、発生農場とその他の場所との通行制限・遮断です。この場合、発生農場と近接する交通量の多い道路の遮断を行うことも可能です。
鉄道の通行制限	発生農場に隣接して走行する鉄道に対する通行の制限、遮断について明記願いたい。	京都府	鉄道の通行制限・遮断を行うことは考えていません。
人への消毒	通勤・通学、医療・福祉等のための通行についての十分な消毒の対象は人と車両なのか。特に人に関する消毒方法について具体的に示して欲しい。	長崎県	手指の消毒、靴底消毒等です。
72時間経過後	法に規定されている72時間を経過した場合、協力要請は困難だと考える。特例措置が望まれる。	長崎県	これまでの事例では、72時間経過後も、防疫措置完了まで、道路管理者の協力を得て通行の制限・遮断を継続しているところです。
72時間経過後	延長の根拠法令とどこまで可能なのかを示して頂きたい。	岡山県	

【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】

結果前の制限	判定結果を待たずに移動制限区域を設定した場合、結果的にHPAIでなかった場合も法第60条第2項は適用されると解してよいか。	兵庫県	貴見のとおりです。
と畜場等での発生	と畜場等で発生した場合の移動制限区域を1 kmとしている理由は何か。	岡山県 鹿児島県	ローカルスプレッド（近隣伝播）を考慮して必要十分な区域としています。
と畜場等での発生	と畜場等で疑いがあり病鑑材料を送付する場合、1 km以内の農場は移動自粛として取り扱うのかを伺う。	鹿児島県	検体送付時点では、周辺農場の移動自粛は必要ありません。
と畜場等での発生	家畜市場等で発生した場合に同日中に市場に上場、出荷された当該農場以外の農場に対しては、どのような措置をとるのか。	秋田県 宮城県	異常家畜が搬入された日以降に、家畜市場から移動した家畜の移動先を特定し、異状の有無を確認することになります（異常家畜の発見及び検査の実施の留意事項参照）。
と畜場等での発生	移動制限等についてだけでなく、当該施設での防疫措置や枝肉などの取り扱いなどについて明確にしていきたい。	宮城県 岐阜県 京都府	発生農場における防疫措置と同様に患畜等のと殺・焼埋却を行うこととなります。と畜場の閉鎖前にと畜された家畜の枝肉の出荷は可能です。
と畜場等での発生	家畜市場、と場で発生が確認されたとき、同居していた家畜はどう扱うのか。殺処分される場合補償はどうするのか、疫学関連の調査はどこまで行うのか。 また、そこで働く従業員等の休業補償なども明記してほしい。	岡山県	発生農場における防疫措置と同様に患畜等のと殺・焼埋却を行うこととなります。疫学調査は、口蹄疫防疫指針の第11の1を確認下さい。従業員等の休業補償を行うことはできません。融資等に対応いただくこととなります。
と畜場等での発生	処理のために搬入された食鳥処理場内の他農場の生きた家畜は、どのように扱うのか。疑似患畜とするのであれば、明記する必要があるのではないかと。 また、食鳥処理場内のと体(当該農場及びその他農場)の取り扱いについて、明記願いたい。	千葉県	処理のために搬入された食鳥処理場内の他農場の生きた家畜は、異常家畜と接触していなければ疑似患畜とはなりません。

と畜場等での発生	食鳥処理場で発生した場合、食鳥処理場を中心に向けられた移動制限の解除については、農場とは別の特例が必要と思われるため、専門家を入れた検討をして頂きたい。	茨城県	移動制限はまん延防止のための重要な措置であることから、農場とは別の特例は必要ないというのが専門家の結論です。
人工授精	現行の指針では、人工授精は中止となっているが、本案では制限されないこととしている理由を教示願いたい。	岐阜県	今般の家伝法改正により、農場出入り口の消毒設備の設置の義務化され、衛生管理区域の出入り時の消毒の徹底など飼養衛生管理基準も強化されました。 これらの事項がきちんと遵守されれば、人工授精師がウイルスを伝播する可能性は低いものと考えられます。このため、移動制限区域内での人工授精は禁止しないこととしました。
標識の設置	移動制限区域の主要道路の境界地点での標示は、有効な実施に係る経費・時間が極めて膨大と予想されること、境界付近の主要道路に消毒ポイントを設けることなどから、不要と思われる。	大分県	移動制限は、罰則のかかる法に基づく義務付けであることから、少なくとも主要道路では境界地点での標示を行うことが必要です。なお、移動制限区域及び搬出制限区域の境界地点では消毒ポイントを設置することとしていることから、多くの場合、当該ポイントで標示を行うことで足りるものと考えています。
標識の設置	主要道路の境界地点での標示について削除して頂きたい。移動制限や搬出制限では、制限を受ける家さん飼養者に、制限を受けていることが伝われば、標示は不要である。また、主要道路を通過しない場合も多く、標示の効果は薄い。道路上で境界地点を確認することは困難である。さらに、大規模かつ複雑な防疫措置を迅速に講じる上で大きな妨げになる。	岡山県	
標識の設置	制限区域の設定に先立ち、10km、20kmの境界線の道路脇等に標識を設置することとするのか何う。	鹿児島県	事前に措置を講じることが困難な場合にあっては設定後速やかに措置を講じる旨の記述を追記しました。
関係機関への通知等	移動制限区域設定時の関係機関への通知等について、「設定に先立ち、その都度、次の措置を講じる」を「設定に際し、その都度、次の措置を講じる」へ変更する。	鳥取県	

特例前の確認	特例で排せつ物を移動させる場合に、移動を開始する前に家畜防疫員が1度確認すれば、その後は農場主からの報告徴求でも可とする。排せつ物等を毎日搬出する農場もあることから、移動の度に確認することは現実的ではない。	宮崎県	1度確認した後に、状況が変化し異常家畜が確認される場合もあることから、移動の度ごとに確認することが必要です。
特例時の証明書の携行	移動制限の例外適用時に「次の各項の制限の例外を適用を受け、移動する場合は制限の例外適用を証明する種類を携行すること。」を追加する。	岡山県	御意見を踏まえ、証明書の携行について、追記しました。
制限区域外の家畜の通過	搬出制限区域外の家畜等の通過の特例について、例外措置としても危険度が高い措置であるため、移動後の隔離飼育、経過観察等の対策を追記願いたい。	京都府	通過時には、運搬車両を十分消毒することとしていることから、移動後の隔離飼育、経過観察までは必要ないものと考えています。
高速道路の特例	制限区域外の家畜等の通過の特例について、高速道路が移動制限区域、搬出制限区域に含まれる場合は、例外とする。	神奈川県	高速道路が移動制限区域・搬出制限区域に含まれる場合においても、搬出制限区域外の家畜等の通過として、例外適用が認められます。
獣医師の遵守事項	獣医師の留意事項に、診療車両の農場敷地内への乗り入れを自粛することとあるが、鶏舎近くに駐車することを自粛することに変わってほしい。敷地境界に鶏舎があることが多い。敷地外よりも鶏舎近くでないことの方が好ましい。また敷地外というと駐車場所がなく、駐車違反のなる可能性もある。	岡山県	あくまでも乗り入れの「自粛」指導であり、駐車スペースがないなどやむを得ない場合には敷地内に駐車することも可能です。
遵守事項の対象	移動制限区域内の農場の指導対象について、「100羽以上の家畜飼養施設」とされたい。愛玩鶏などの少羽数飼養者は、新規飼養や飼養中止も多く、会社勤務なども多いため、一律の対応は極めて困難である。	島根県	移動制限区域内の家畜・家畜の所有者への指導については、まん延防止のために極めて重要であることから、全ての者を対象に実施することが必要です。
遵守事項の対象	留意事項について、移動制限区域内における獣医師の獣医師のみならず、家畜人工授精師やその他農家に入出入りする畜産関係者を含めた内容に改める。 また、原則、農場への立入りを自粛する旨を追加記載する。	岩手県	指導対象について、広く畜産関係者一般に改めました。 農場への立入自粛については、獣医師等がむやみに治療等を断る原因となることから、記述することは適当ではありません。

遵守事項の対象	家畜人工授精、削蹄、子牛登記・登録審査等畜産関連事務事業等に対する指導事項も示されることが望ましいと考える。	鹿児島県	指導対象について、広く畜産関係者一般に改めました。
遵守事項の対象	移動制限区域内の指導対象者に、薬品会社、家畜人工授精師、削蹄師、家畜商を追記すべき。	岐阜県 岡山県 宮崎県	
遵守事項の対象	留意事項について、郵便、宅配及び電気や水道の検針など農場に出入りする全ての車両についても記載をすべき。	鳥取県	農場に出入りする車両は、家伝法第8条の2に基づき、消毒が義務付けられていることから、郵便、宅配及び電気や水道の検針の車両について、改めて規定する必要性は乏しいものと考えています。
遵守事項の対象	留意事項に死鳥取扱業者とあるが、そもそも死鳥を移動させることは出来ないのではないかと。例外適用を認めるなら、例外適用の項で記載されるべきではないかと。ここで記載すれば、制限されていないと読める。	岡山県	移動制限の例外として、家きんの死体の移動を防疫指針で既に明記しています。家きんの死体も移動制限の対象として明記している以上、留意事項の指導対象となっていることをもって、家きんの死体が移動制限の対象外と読むことはできません。
死亡畜の取扱い	移動制限区域内における死亡家畜の適切な処置について（法律上も含め）明記願いたい。	京都府	御意見の趣旨が不明ですが、発生時に備えた都道府県の事前の取組として、死亡獣畜保管場所の確保について、既に明記しています。
【家畜集合施設の開催等の制限】			
GPセンター定義	GPセンターの定義を記述して欲しい。本指針で言っているGPセンターは液卵加工場等も含んでいると考えられる。	千葉県	御意見を踏まえ、GPセンターには液卵加工場を含む旨を追記しました。

食鳥処理場等の衛生条件	食鳥処理場、GPセンターの再開に係る衛生条件について、関係省庁、関係法令との整合性を事前に調整し、全国どのと畜場でも対応できるスタンダードな手法を指針に明記願いたい。	京都府	御意見の趣旨が不明ですが、食鳥処理場、GPセンターの再開に係る条件は明記済みです。
【消毒ポイントの設置】			
消毒ポイントの配置	当該農場から概ね半径1kmに設置する考え方について、科学的有効性の観点から整理して教えていただきたい（発生農場周辺の通行遮断、移動制限及び搬出制限区域の境界部における消毒ポイントの設置では、不十分とみなす考え方を整理して教えていただきたい）。	岩手県	ローカルスプレッド（地域伝播）を考慮して必要十分な区域としています。なお、宮崎県の口蹄疫の事例では、当初消毒ポイントの設置箇所が過小であり、多くの批判を受けました。
消毒ポイントの配置	消毒ポイントの設置場所で「1kmの範囲内」とあるが、発生農場の遮断場所を兼ねると理解してよいか。	長崎県	発生農場の遮断場所と兼ねていただいて構いません。
畜産関係車両	消毒ポイントにおいて実施すべき畜産車両とは、口蹄疫の場合は牛、豚農場関連車両のみとし、鶏等農場のみの往来車両を除外できるのか、もし除外できるのなら考え方の基準をお示し願いたい。又は除外の有無については都度協議であれば、その旨を記載願いたい。	岐阜県	鶏は口蹄疫にはかからないことから、畜産関係車両とは、口蹄疫の場合には牛、豚農場関連車両であり、養鶏場のみの往来車両は畜産関係車両には含まれません。
一般車両の消毒	一般車両を消毒する必要があると判断されるケースを教示願いたい。	高知県	口蹄疫については、原則として一般車両も含めて消毒を実施していただくこととなりますが、鳥インフルエンザの場合には主要道路沿いに農場が多数所在する場合等が想定されます。
一般車両の消毒	車両消毒について、留意事項が一般車両について必ず実施するような表現（「最低限、〇〇を与える。」）となっており、誤認を与える。	鳥取県	指針本体には、「必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう」とあり、誤解は生じないものと考えています。なお、口蹄疫の場合には、原則として一般車両も含めて消毒を実施していただくことが必要です。

一般車両の消毒	消毒ポイントでの消毒について、「必要に応じ一般車両も・・・」とあるが、家伝法では通行するものは、・・・車両の消毒を受けなければならない」と規定されている。一般車両も消毒が義務づけされるのではないかと考える。	長崎県	家伝法に基づく消毒ポイントを設置した場合には、一般車両も含めて消毒の義務がかかります。
消毒方法	消石灰等となっているが、消毒ポイントに散布してタイヤに付着させることを想定しているのか？畜産関係車両は車全体を消毒することになるので、消石灰は消毒液で流されると思われるので記載不要ではないか。	長崎県	消毒薬が凍結する冬季には、消石灰での対応も必要です。
市町村の設置	消毒ポイントの設置者は都道府県のみでなく、市町村の設置も考えられる。	岡山県	消毒ポイントは、様々な設置主体がバラバラと設置するのではなく、都道府県の計画の下、統一的に設置することが適当です。なお、都道府県が市町村等に委託して消毒ポイントを設置した場合には、家伝費で措置することが可能です。
【ウイルスの浸潤状況の確認】			
疫学調査の対象	疫学調査の対象となる過去21日以内の発生農場に出入りした人について、適切な衛生対策をとった上で入場した家畜防疫員を例外として頂きたい。消毒、防疫服の着用等を徹底していれば、観察や移動禁止の対象としなくてもよいのではないか。	岡山県	家畜防疫員がウイルスを伝播する可能性は否定できないため、疫学調査の対象として、家畜防疫員の出入りした農場も追跡していくことが必要です。
発生状況確認検査	患畜、疑似患畜判定後24時間以内に農場で検査を実施するのは、同時期には発生農場でと殺も実施されており、家畜防疫員も限られており、困難。	青森県 福岡県	

発生状況確認検査	原則として24時間以内に以下の家きん飼養農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。」とあるが24時間以内に実施する根拠を示して欲しい。短期間で検査すべきとは考えるが、口蹄疫と異なり、鳥インフルエンザは点での発生が多く、殺処分等の発生農場の防疫措置を優先させるべきであり、周辺農場の検査を24時間以内に実施する理由が不明。ウイルスの特性に合わせた基準とすべきと考える。	宮崎県	発生初期に他農場での感染が起こっているかどうか確認することは極めて重要であり、これが遅れば致命的な感染拡大を招きかねません。 特に、鳥インフルエンザの場合には、獣医師以外の者でも容易にと殺を行うことができるため、家畜防疫員はむしろ発生状況確認検査を重点的に行っていただきたいと考えています。
発生状況確認検査	制限区域内の全ての家きん飼養農場を対象とした立入検査については、「病性決定後、原則として24時間以内」に行うよう規定されているが、発生農場に対する防疫措置に傾注する発生直後において、畜産密集地の場合、複数の農場に立ち入ることがないようにまん延防止に留意しつつ達成するには、人的課題が大きく、また、ウイルス分離検査のための検査についても機器等の都合上、検体数の制限もあることから、「速やかに講じること」と見直されたい。	徳島県	
発生状況確認検査	発生状況確認検査に、③を設け、「農場に対し、特定症状を確認した場合、直ちに報告することを求める。」を追加する。	岩手県	早期通報は、既に法律で義務付けられています。
検査方法	検体数を明確にするべきである。	青森県 長崎県	本防疫指針に基づく措置のより詳細な事項については、今後別途定める留意事項において、お示しします。
検査方法	周辺農場の立入検査を実施する場合の方法を具体的に示してもらいたい。(1班が1日に立ち入る戸数等) 本県では、複数戸立ち入る際は、1戸終了ごとにシャワーを浴び、着替えをすることにしている。	長崎県	農場出入り時の消毒をしっかりと行っていただければ、1日当たり立入農場数に制限はありません。
検査対象	発生状況確認検査・清浄性確認検査の取扱いは、農家扱いとし、愛玩家畜が含まれないことを明確にする。	京都府 鳥取県	御意見を踏まえ、発生状況確認検査・清浄性確認検査の対象について、小規模農場を除く旨を明記しました。

【ワクチン】			
貸与・貸付	ワクチンは譲与、注射関連資材は貸付と解釈して良いか。	高知県	注射関連資材のうち消耗品は、譲与することもあり得ます。
【家畜の再導入】			
	家畜の再導入後の監視の頻度はどのくらいを想定しているか。	長崎県	月に一回程度、立入検査を行うことが考えられます。
	口蹄疫について、埋却地の確保無く家畜の再導入は行えないようにすべき。	岡山県	埋却地の確保を再導入の要件とすると、宮崎県の口蹄疫の事例のように発生が多発した場合には当該地域で畜産を行うことができなくなってしまうおそれがあります。
	農場が埋却地等を確保後に再開するべきであり、県が地域ごとに埋却地等を準備すること等は指針から削除すべき。	鹿児島県	
【発生の原因究明】			
	疫学調査については、専門的な知識を要することから、国からの疫学調査チームが中心となって実施すべき。	宮城県	現地に熟知した都道府県の家畜防疫員の協力も不可欠です。
【その他】			
種雄牛等の取扱い	種雄牛等の特例的な取扱いについては、宮崎県での事例であり、指針に記載する事項とは思われない。	岐阜県	宮崎県の実例のような特例は二度と行わないことを明確にしておく必要があります。
愛玩動物等の取扱い	学校及び愛玩鶏飼養者については、「飼養」という形態をとっていることから、万が一発生した場合は、ウイルスが飼育舎内に残存する可能性がある。したがって、家きん農場と同じ対応をとると理解してよいか。	長崎県	貴見のとおりです。

愛玩動物等の取扱い	<p>一般家庭で伴侶動物として飼育されているミニブタやヤギ等、さらに動物園で展示用として飼育されている偶蹄類等の、「畜産関係者以外の保有する家畜」について、どのように取り扱うか。</p>	富山県	<p>愛玩飼育を含めた小規模農場について、適用を除外する部分については、その旨を明記しました（発生状況確認検査等）。</p>
愛玩動物等の取扱い	<p>全体を通して、家さん農家、農場、家さん飼養農場、家さんの所有者、家さん舎、鶏舎等の表現があるが、家さん農家・農場ということであれば、ペットや自家消費で少羽数飼養されている家さんはこの指針に含まれていないということでしょうか？判断に困る部分があるので、表現を統一するとともに、指針のなかで「家さん農家」「農場」等の定義をしっかりと記載するべきではないか。</p>	<p>山梨県 京都府 島根県 宮崎県</p>	<p>「者」を指す場合には、法律と揃え「家畜の所有者」に統一しました。</p>
照会期間	<p>家畜伝染病予防法第3条の2の第7項に基づいて行われる都道府県知事からの意見聴取は、内容を十分に検討する時間的余裕を確保して行っていただきたい。</p>	<p>宮城県 東京都 三重県</p>	<p>今後とも、引き続き、できるだけ照会期間を確保できるよう、考慮します。</p>

【口蹄疫】

【基本方針】			
水際防疫	口蹄疫が越境性動物疾病であり、国内にない状況では最も重要なのは「水際防疫」であることを明記願いたい。	京都府	水際防疫と並んで、農場にウイルスを侵入させないようにすることが極めて重要であり、水際防疫を強調し過ぎると農場段階での防疫が緩んでしまうおそれもあります。
【発生の予防及び発生時に備えた事前の準備】			
ホテル等への要請	消毒の実施を要請する「ホテル、ゴルフ場等の海外からの入国者が訪れる可能性の高い施設」には、国内線空港や海外からの臨時便受入れ港も含まれるのか。	福岡県	<p>口蹄疫は人を介して伝播する可能性もあることから、我が国の農場での発生防止に万全を期す観点から、水際の検疫措置に加え、口蹄疫の発生国からの旅行者が多い畜産地帯の宿泊施設やゴルフ場において、発生予防のための消毒を行うことも重要です。</p> <p>このため、都道府県が中心となって、これら施設での自主的な取り組みを促進することとしています。</p> <p>なお、このような趣旨がより明確となるよう、対象となるホテル等について、「口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性が高い」ものとする旨の文言の修正を行いました。</p>
ホテル等への要請	ホテル等への要請は必要と思われませんが、実施の衛生状況基準をお示しいただきたい。	大分県	
ホテル等への要請	ホテル等への消毒の要請は、各都道府県で要請を判断してよいのか、また消毒の内容は靴底マットおよび手指の消毒で良いか。	石川県	
ホテル等への要請	入国者が訪れる可能性の高い施設に対する消毒要請は国が口蹄疫発生防止のためのリスクレベル表を作成し、対応するリスク時に要請するべきではないか。また、その方法についても具体的に示すべきではないか。	長崎県	
ホテル等への要請	海外からの入国者が訪れる可能性の高い施設に消毒の実施を求めているが、海外や国内での発生状況に応じたフェーズを設定した上で、要請すべきと考える。消毒を実施するためには経費負担が必要であるため、常時要請することは困難。	宮崎県	
ホテル等への要請	感染がホテルやゴルフ場を介して成立したと証明されていない現状において、要請しても実効性は乏しいのではないか。	福岡県	
ホテル等への要請	ホテル等への消毒の要請は、国境及び農場出入口で消毒等の対策を取っているため、不要ではないか。	岡山県 高知県	

ホテル等への要請	発生のない段階で、近隣に畜産農家のない一般のゴルフ場やホテルに対して消毒要請まで実施するのは、家畜伝染病予防法の範囲を著しく逸脱している。	神奈川県	
ホテル等への要請	発生予防のため、予算措置なしで要請することは不可能。発生時に備えた平時の対応であれば、全国的に行う内容のため、都道府県が実施するのではなく、農林水産省の取り組みとすべきと考える。	宮城県	
ホテル等への要請	海外からの入国者に対する消毒は空港等で完了しておくべきであって、それ以外の者との交差の関係からホテル、ゴルフ場で靴底消毒が必要と考えるべきではないか。	京都府	
ホテル等への要請	ホテル等の消毒について、「要請」を「協力を依頼する」に修正すべき。また、要請の法的根拠を明記してほしい。	埼玉県	
事前準備全般	ホテル等への消毒の要請、農場の所在地等の把握、防疫に必要な人員の確保については、その意義を十分認識しデータの取得、整理等を実施している現状である。指針の表現としては、「努める」としていただきたい。	大分県	
ホテル等への要請	各都道府県の取組として、ホテル、ゴルフ場等への消毒要請とあるが、農林水産省からもそれらの要請が円滑に行えるよう関係省庁、中央団体に対し要請等を行うこととされた。 【秋田県、茨城県、栃木県、岐阜県、山口県】	左記	防疫指針の策定後、農林水産省としても、関係省庁や関係の中央団体に対し要請等を行っていく考えです。
ホテル等への要請	ホテルなど法の対象外施設に消毒要請する場合には、必要な財政措置を講じる検討をすべき。	富山県 鳥取県	原則としては、ホテル等の自主的取組を促すものであり、特段の財政措置は考えていません。

【異常家畜の発見及び検査の実施】

<p>通報対象の症状</p>	<p>先の宮崎県での発生で、とくに1例目の現場からの報告では、「初診時には流涎と食欲不振しか認めず、発熱（40℃）も半日程度で消失したため、初診時は流涎と食欲不振だけしか認めない可能性有り。（流涎も口蹄疫の典型量ではなく、少量）3日目で上唇基部に小豆大の潰瘍を1箇所認め、同時にすぐ横の小豆大の丘疹部（水疱ではない）を手でこすると、脱落し潰瘍を形成した。」とある。 このことから、仮に臨床検査が極初期に遭遇し、症状として発熱と流涎または食欲不振のみで水疱やびらん等が明らかに認められない場合は、ある程度の経過観察により水疱等の出現を確認して判断すべきなのか、現場ではかなり悩むことが想定される。このため、このことについての明確な判断基準と対応を記載願いたい。</p>	<p>高知県</p>	<p>御指摘のような事態も想定し、動物衛生課と協議の上、検査を実施しないこととなったとしても、2週間の経過観察を行うこととしています。</p>
<p>通報対象の症状</p>	<p>哺乳畜が半数以上死亡する原因は、オーエスキー病（豚）、大腸菌症（豚）、サルモネラ症（牛、豚）などが考えられる。 口蹄疫であれば、同居する親畜に典型的な症状があるはずである。 このため、同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合）・・・は削除するか、このような症状も見られるので1、2のどちらかにあわせて届け出る事項として整理した方が良いのではないかと。</p>	<p>北海道</p>	<p>専門家の意見を踏まえ、発見の遅れにつながらないよう、通報対象の症状案を定めたところです。</p>
<p>通報対象の症状</p>	<p>口蹄疫特定症状の3【同一の畜房内において哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合】は、豚などではその他の疾病でもかなりみられる場合があり、混乱をきたすので、親畜の臨床症状を重視すべき判断材料としたほうが良いと考えられる。</p>	<p>熊本県</p>	

通報対象の症状	2日以内に半数死亡する疾病は、細菌性下痢等、口蹄疫以外に一般的な疾病がある。 「哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡していること（…複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡していること）。ただし、その原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等である場合を除く」を「ただし、その原因疾病が明らかな場合、または、不適切な飼養管理、急激な気温の変化、火災、風水害その他の非常災害等である場合を除く」に改める。	岡山県	宮崎県の口蹄疫の事例では、当初県が他の疾病の感染を疑ったため、国への通報が遅れました。このため、他の疾病によることを除外要件とはしていません。
通報対象の症状	現行では、畜房内に2頭を飼養していた場合に、下痢や肺炎であっても、うち1頭が死亡すると症状は関係なく死亡頭数のみで、動物衛生課に報告することとなる。また、隣接するカウハッチで2頭が2日以内に下痢や肺炎で死亡しても同様となる。症状も加えた記載とされたい。あるいは、「その他の非常災害等」の「等」に、明らかに他の疾病が原因と考えられる場合が含まれるのであれば、その旨を明記されたい。	島根県	
通報対象の症状	特定症状の③のただし書きに、「他の疾病」を加えてもらいたい。HPAI防疫指針にはあり。「ただし、その原因が、不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化・・・」	島根県	
通報対象の症状	③については、牛を対象とした症状ではないと解されるため、対象とする家畜について、明確に記述して頂きたい。	茨城県	主には、豚を対象としていますが、牛を除外する理由はありません。
写真の送付	(写真等を送付するための)最寄りの事務所への立ち入りは、まん延防止の観点から極力避けるべきものとする。	秋田県	農場に立ち寄るわけではありませんので、消毒をしっかりと行えば問題ありません。
写真の送付	写真の送付については、速やかな判定を行うために、撮影後その都度早急に送付する必要がある。記述には、「臨床検査が終了次第」とあるため、これを削除し、できるだけ早く送付するとしての方がよいと考える。	千葉県	臨床検査の結果と併せて判断することから、写真の送付は検査の終了後で構いません。

写真の送付	口腔内の写真は、現在家保に備えているコンパクトデジカメでは撮影が困難ではないかと思われる。それなりの性能のデジカメを整備しようとした場合、家畜伝染病予防事業費の補助対象となるか（汎用性からこれまでは対象外）。	高知県	口腔内の写真は、一般のデジタルカメラでも十分撮影可能です。なお、デジタルカメラは、汎用器具であることから、家伝費等の対象とはなっていません。
経過観察	材料送付の必要がない場合の、2週間の経過観察の必要性をご教授いただきたい。 【岡山県、大分県、長崎県、宮崎県】	左記	
経過観察	「経過観察」と「当該家畜の移動自粛」が長期であると、家畜市場への出荷等への影響が大きくなるが、口腔疫が否定された段階で経過観察を解除してもよろしいのか伺う。最長で「2週間」としてはどうか。	鹿児島県	口腔疫の最大潜伏期間を考慮して、2週間経過観察を行うこととしています。 異常家畜のみ出荷自粛を指導することとしており、市場や当該農場に及ぼす影響は必ずしも大きくないと考えています。
経過観察	2週間の経過観察は、自粛が伴うため流通等考えると厳しいと考えられ、そこまでの必要があるものであれば、国で検査し、結果を出していただきたい。	京都府 島根県 熊本県	
経過観察	経過観察畜の移動の自粛は、指示とすべき。自粛だと根拠が弱い。おそれ畜として移動の指示対象にはならないのか？	岡山県	既に動物衛生課と協議の上、検査の必要はないものとしておりますので、自粛指導が適当です。
経過観察	牛舎や豚房の単位で移動の自粛を要請する場合もあるのか伺う。	鹿児島県	既に動物衛生課と協議の上、検査の必要はないものとしておりますので原則として異常家畜のみ移動自粛を行えば十分ですが、動物衛生課と協議の上、都道府県の判断で、畜舎・畜房単位で移動自粛を指導することも可能です。
経過観察	「届出の原因となった家畜」以外が他の農場に移動し、感染が拡大する可能性がある。 このため、経過観察のための移動自粛の対象は、「届出の原因となった家畜」ではなく、農場の全家畜にいただきたい。	岡山県	

【病性の判定】			
判定方法	遺伝子や抗体の存在では、臨床症状を考慮しても「患畜」とするのは適当でない。	高知県	遺伝子検査や抗体検査の結果により判定するのが、欧米諸国の主流となっています。
患畜と接触した家畜	患畜と接触した家畜を疑似患畜としているが、接触の定義が不明。完全に接触したものを意味するのか定義が必要では。同一トラックに乗ってきた牛は接触なのか。	岡山県	個々の状況により異なりますので、具体的に疑義がある場合には個別に御相談下さい。なお、一般的には同一のトラックに搭乗した牛は「接触」に該当します。
判定方法	口蹄疫特有の症状がなく、抗体のみが検出された個体の取り扱いについての扱いが記載されていない。牛、豚については比較的顕著に症状が表れるが、めん羊、山羊等では症状が表れにくいものもあることからウイルスのタイプによっては、耐過するものもあり得ると考えられる。	長崎県	口蹄疫特有の症状がなく、抗体のみが検出された牛は、非特異反応の可能性が高いため、患畜にも疑似患畜にもなりません。ウイルスが存在していた場合には他の家畜に感染し、発生農場の家畜として、と殺することとなります。
【発生農場における防疫措置】			
薬殺の薬剤	薬殺に用いる薬剤の具体例を示して欲しい。	長崎県	例えば、キシラジン等により沈静を行った上で、塩化カリウム等の投与を行います。
獣医師以外のと殺	民間獣医師及び獣医師以外に協力を求めとあるが、獣医師以外にと殺させると理解していいか。	長崎県	貴見のとおりです。
化製処理	「疑似患畜の化製処理は、化製処理終了時点で死体の処理終了とし、肉骨粉の焼却まで確認しなくても良く、手当金の対象となる」と理解して良いのでしょうか。	香川県	貴見のとおりです。
抗ウイルス資材	抗ウイルス資材の活用が明記されているが、抗ウイルス資材の効果等の情報が現場まで届いていない。品名、用法、容量等を明記・御教示願いたい。 【富山県、愛知県、岐阜県、京都府、兵庫県、高知県、熊本県、鹿児島県】	左記	抗ウイルス資材の詳細については、別途各都道府県にお示しします。

消毒薬	ウイルスが速やかに失活するのはpH9.0とあるが、従来は成書等ではpH11以上と理解していたが、何らかの文献等の根拠があるのか。	熊本県	専門家や文献を踏まえ、作成しています。
消毒薬	消毒薬について、pH域を明記した意図は何か。クエン酸や食酢（酢酸）を考慮してもよいということか。	山口県	クエン酸や酢酸を使用しても構いません。
消毒薬	口蹄疫ウイルスはアルカリより酸に弱いことから、酸性の消毒薬を中心に使用するとの考えはないのか。	愛媛県	
生乳	大規模酪農場で発生した場合の生乳の処理方法について具体的に提示願いたい。	京都府	他の汚染物品と同様に、焼却、埋却又は発酵による消毒です。
【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】			
生乳	移動制限の対象となる生乳を発生農場から半径1 kmの農場としている理由は何か。	群馬県 岡山県	ローカルスプレッドを考慮して必要十分な区域としています。
と畜場の再開	と畜場の制限の例外を21日間認めないのは長すぎる。営業補償はどうなるのか。	岡山県	移動制限区域内で家畜を運搬する行為は、まん延を招くおそれがあるため、21日間（口蹄疫の最大潜伏期間を考慮）は例外を認めることはできません。生産者を含めて直接的な休業補償はありませんので、この間は融資等により対応いただくこととなります。
畜舎内の消毒方法	畜舎内の消毒薬を塩素系に限定する理由としては、その他の消毒薬に関してはpH依存性であるため、pH管理が容易でないという理由からと理解してよいか。	長崎県	塩素系消毒薬以外の消毒薬も追記しました。
畜舎内の消毒方法	流下式も有効な消毒方式であり、移動制限区域内の農場に指導を行う消毒方法に「流下式」を追加すべき。	宮崎県	消毒の具体的な方法には、別途マニュアルを作成して、お示しします。

畜舎内の消毒方法	農場への指導事項について、「通常、農家が使用している消毒薬よりも・・・効果がより高い・・・」とあるが、通常、使用しているものが、必ずしも効果が低いということではないため、表現方法を改めて頂きたい。	愛知県 岐阜県	御意見を踏まえ、「口蹄疫ウイルスに対する効果が 高い消毒薬」に改めました。
BSE検査施設	BSE検査施設が区域内にある場合、又は区域内の死亡牛のBSE検査について、留意事項で明記してほしい。	栃木県 岡山県	そもそも、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則において、家伝法第32条の規定により牛の死体の移動が制限されていることにより、検体を確保できない場合は死亡牛検査の対象から除外されています。
【家畜集合施設の開催等の制限】			
化製場の再開	移動制限区域内の化製場の再開要件について示されたい。化製場を停止した場合、県外に持ち出す可能性が大きくなり、広範な家畜の死体の移動を生み出してしまうことになることが危惧される。	群馬県	御意見を踏まえ、化製場を禁止対象から除外し、移動時の消毒等の措置を講じれば化製場に家畜の死体を 持ち込むことができるようにしました。
化製場の制限	鹿児島県内の牛の最終処理は1施設のみであり、レンジリング処理のみを行う施設では、施設への搬出入時の消毒の徹底等ウイルス拡散防止策等適切な防疫措置を講じることを条件に移動制限区域外の家畜死体等の処理は改正前の指針と同様に、「禁止することができる。」とできる規定にするべきである。 なお、移動制限区域内の死亡獣畜取り扱い場及び死亡獣畜の収集・運搬業務についても状況により制限することができるものとするよう案文に追加する。	鹿児島県	
化製場の制限	化製場が制限の対象となっていることから、例外規定を設けるべき。口蹄疫の発生時であっても、口蹄疫以外でも家畜の死亡はある。早期に例外を適用して家畜の死体の処理を実施する必要がある。	宮崎県	

放牧の取扱い	「放牧」は、「放牧（既に放牧中の家畜を除く。）」に改める。「放牧の禁止」となると、制限区域内ですでに放牧されている家畜について、所有者に戻すことになり、移動制限の考え方と異なるのではないかと。畜舎にスペースがない場合は困難。	岩手県 群馬県 熊本県	防疫指針に記載している放牧の禁止とは、新たに放牧をする行為を禁止するものであり、既に放牧中の家畜を無理に畜舎に収容しなければいけないわけではありません。
放牧の取扱い	放牧について、すでに放牧している家畜についての対応は。臨床検査を実施のうえ、口蹄疫を疑う症状がない場合、飼養農場へ連れ戻し、2週間の隔離飼育を行うということによいか。	長崎県	
イベントの取扱い	家畜の集合を伴わないイベント等について、「徹底した消毒を行うことで開催可能」としているが、「徹底した消毒」について具体的に示して欲しい。	長崎県	靴底消毒や手指の消毒をしっかりと行うことです。
イベントの取扱い	家畜の集合を伴わないイベント等の開催について、指針に明記が必要か。各都道府県の判断でよいのでは。	山口県	宮崎の口蹄疫の事例では、むやみに多くのイベントが中止され、地域社会に大きな影響を与えました。農林水産省では、防疫指針の留意事項として、記載する必要があると考えています。
【消毒ポイントの設置】			
手指の消毒	運転手の手指の消毒等、口蹄疫に効果があり、かつ、人体に使用可能な薬剤と使用方法を具体的に示していただきたい。	秋田県	消毒の具体的な方法には、別途マニュアルを作成して、お示しします。
ホテル等での消毒	ホテル、ゴルフ場等への要請は、通年行うのか。九州ではホテル、ゴルフ場以外にも海外（特にアジア）からの入国者が訪れる施設は多いため、すべての施設への要請は難しいため、「リスク状況を踏まえ」等の語句を加え、感染の危険性が高まった場合には要請するようにしてはどうか。	熊本県	御指摘のホテル、ゴルフ場への消毒設備の設置の指導は、発生時の指導事項です。
ホテル等での消毒	ホテル等への消毒設備の設置を指導する基準としては、最低限、自県内の口蹄疫発生時との判断で良いか。	大分県	発生県は最低限指導していただくこととなりますが、他県では、口蹄疫の発生の状況及び発生リスクの程度を踏まえて判断いただくこととなります。

【ウイルスの浸潤状況の確認】			
疫学調査	疫学調査の対象に、発生農場に出入りした家畜商を追加されたい。	熊本県	獣医師、人工授精師、削蹄師、地方自治体職員等としてあり、家畜商はこの「等」の中に含まれます。
疫学調査	疫学調査の対象に、たい肥のみならず未処理の排せつ物を追加すべき。	鹿児島県	未処理の排せつ物もたい肥の中に含まれます。
発生状況確認検査	電話調査については、その対象区域を、発生状況に応じて、半径3～10kmに変更出来るようにして欲しい。発生状況にかかわらず、10km以内の農場調査を随時実施することは、科学的根拠に乏しい。	宮崎県	口蹄疫は感染のスピードが極めて高いことから、電話による確認は随時行っていただく必要があります。
発生状況確認検査	移動制限区域内の農場への確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行うとあるが、第1回目の確認連絡は必要と思われませんが、それ以後は異状発見時の通報徹底で良いと判断します。	大分県	
発生状況確認検査	電話調査はこれまで（H22.6発出口蹄疫防疫措置実施マニュアル）1～3km圏内であったが移動制限区域内全戸となるのか。 また 随時行うとあるが具体的な回数（例：3回以上）は？	長崎県	状況に応じて、動物衛生課と協議の上、実施いただくこととなります。
発生状況確認検査	これまでの防疫実施マニュアルでは半径1km圏内の全農場（採材有り）と10km区域の大規模農場（採材なし：臨床検査のみ）であった。10km区域内に100戸近い大規模農場のある畜産県としては、改正案のとおり24時間以内に採材を完了することは困難。	宮崎県	発生初期に他農場での感染が起こっているかどうか確認することは極めて重要であり、これが遅れば致命的な感染拡大を招きかねません。 特に大規模農場での発生確認が遅れば感染拡大リスクが高まることから、原則として24時間以内に採材を完了していただきたいと考えており、そのために日頃からシミュレーションと体制整備を行っていただきたいと考えています。

発生状況確認検査	発生状況確認検査について、「臨床検査を行うとともに、」のあとに「臨床検査の結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を実施する必要があると判断したときは、」を挿入すべきでは。	富山県	ウイルスが潜伏している可能性も考慮し、臨床検査の結果にかかわらず、遺伝子検査と血清抗体検査を実施します。
発生状況確認検査	異常畜の拡がりを早めに探知するためには同心円状に発生農場から遠い方から検査すべきなのではないか？ 【宮城県、富山県、島根県、愛媛県、長崎県、鹿児島県】	左記	御意見を踏まえ、「原則として、同心円状に発生農場から近い順に検査を実施する。」と改めました。
検体の送付	発生状況確認検査及び清浄性確認検査の際に送付する検体は何か。	徳島県	発生状況確認検査の検体は鼻腔スワブ及び血清、清浄性確認検査の検体は血清です。このことについて、防疫指針に明記しました。
清浄性確認検査	清浄性確認検査について、移動制限区域内の全戸でPCR及び抗体検査を実施するのか？ 開始は防疫措置完了後10日後より早くは出来ないか？	長崎県	清浄性確認検査は、小規模農家を除き、移動制限区域内の全戸で血清抗体検査を実施します。潜伏期間等を考慮して、検査の開始時期は防疫措置完了後10日が経過した日以降としています。
【予防的殺処分】			
ワクチンの使用	予防的殺処分は「真に他の手段がない場合のやむを得ない措置」として実施すると規定されており、その場合、直ちに緊急防疫指針を策定するとなっており、その中には「ワクチン接種」も含まれる。その使用にあたっては「慎重に判断する必要がある」のは十分理解するが、「真に他の手段がない場合」を想定し、その実施を決定するための規定も必要ではないか。	徳島県	予防的殺処分の実施を決定した場合には、ワクチン接種の有無についても、併せて決定するとしています。
都道府県の協議	予防的殺処分実施決定に当たっては、都道府県とも協議願いたい。	千葉県	最終的な防疫方針の決定は国が行いますが、発生都道府県には事前に御相談します。

<p>死体の処理</p>	<p>健康な家畜という前提であれば、殺処分後の死体の処理については、BSE検査済死亡牛の化製処理と同様の扱いができる体制にできないか検討願いたい。 また、患畜以外の死体の処理の方法について、化製処理が明記されているが、すべての都道府県に施設はない。使用に際して府県レベルの調整ではなく広域的な体制整備ができないかも検討願いたい。</p>	<p>京都府</p>	<p>予防的殺処分を行った家畜の死体は、移動時に消毒等の措置を行っていただければ、化製処理を行うことが可能です。御指摘の広域的な体制整備とは何を指すのか不明ですが、まずは、近隣の都道府県間で事前によく相談いただきたいと思います。</p>
<p>飼料費の補てん</p>	<p>命令後、殺処分までの間に時間的なずれが生じた場合、その間の飼料費等は評価の対象とする。</p>	<p>宮崎県</p>	<p>家畜伝染病予防法施行規則において、国が、命令の日から予防的殺処分された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要する費用を支払うこととなっています。</p>
<p>【ワクチン】</p>			
<p>ワクチン</p>	<p>ワクチン接種家畜を食肉に供用する予定なのか、ご教示願いたい。</p>	<p>群馬県 長崎県</p>	<p>ワクチンについては、と殺及び移動制限だけでは感染拡大の防止が困難な場合に実施する予防的殺処分を前提として接種することとしており、ワクチンを接種した家畜を食用利用することは考えていません。</p>
<p>ワクチン</p>	<p>予防的殺処分を前提としないワクチン使用の場合、ワクチン接種家畜の処理（と畜場でのと畜の可否・方法等）について、具体的に示すべきである。</p>	<p>愛媛県</p>	<p>また、このことについて、防疫指針に明記しました。</p>
<p>ワクチン</p>	<p>リングワクチネーションは、迅速性が要求される。 ワクチンの使用について、感染の拡大防止が困難と考えられる場合となっているが、例えば「同時に複数農場で発生を確認した場合」など、基準を明確にすべきである。</p>	<p>神奈川県</p>	<p>ワクチンは、と殺及び移動制限だけでは感染拡大の防止が困難な場合に実施する予防的殺処分を前提として接種することとしており、予防的殺処分を行うタイミングについては、防疫指針に明記してあります。</p>
<p>【家畜の再導入】</p>			

導入前後の検査	導入前におとり牛を入れての抗体検査等が必要ではないか。また、導入後も臨床検査のみで、ウイルス分離検査及び血清抗体検査は不要との解釈でよいか。	兵庫県	農場内の消毒を、と殺終了後1週間間隔で3回以上実施していることを再導入の要件としていますので、おとり牛の導入は不要です。また、導入後の検査は防疫指針に記載しているとおり臨床検査のみで構いません。
導入前後の検査	導入後の検査は3か月間のうち1回検査を実施することとさせていただきたい。	宮崎県	月に1回程度、臨床検査を行うのが望ましいと考えています。
【発生の原因究明】			
野生動物	野生動物で感染が確認された場合に行う農場の異状の有無の確認を行う10kmの科学的根拠について、提示して頂きたい。	茨城県	移動制限区域の設定区域と同等の範囲としています。
野生動物	野生偶蹄類動物に関しては自然環境部局の協力が不可欠であるため、HPAI防疫指針第3の5(2)と同様、「当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの(自然環境部局)及び家畜防疫員がその役割を適切に分担しながら、」という表現を入れてほしい。	山梨県	各都道府県の内部で十分に連携をとって行ってください。
野生動物	【野生動物を対象とした検査に関する事項】について、環境省・自然保護部局の担当分野と考えられるが、「移動制限区域における野生動物への対応」の項目を設け、①死亡動物を見つけた場合の対応、②野生動物を捕獲した場合の対応などをあらかじめ作成・通知すべき。	熊本県	移動制限区域内でのサーベイランス及び検査結果が陽性であった場合の対応については、既に留意事項に記載済みです。

【高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ】

項目	意見概要	提出県	回答案
【発生の予防及び発生時に備えた事前の準備】			
農林水産省の取組	<p>ワクチンの限界については、日頃から生産者等に周知し、理解を得る必要があることから、1（7）に以下のようなワクチンの特性、限界について周知していく内容を書き加えられたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザウィルスは変異しやすく、流行株に対しワクチンの効果が期待できなくなることがあるため、現在のワクチンでは、備蓄しているワクチンが常に有効であるとは限らないこと ・感染の完全防御はできないといった性能の限界があること ・ワクチン株が強毒株に変異する可能性が否定できないこと 	群馬県	<p>現行の高病原性鳥インフルエンザのワクチンには、御指摘のように検討しなければならない問題点もあると認識しています。このことに関する周知は防疫指針に記載する考えはありませんが、ワクチン開発について、科学的見地に立って、適切に研究・検討を進めていく考えです。</p> <p>なお、現行のワクチンは生ワクチンではありませんので、強毒株に変異することはありません。</p>
農林水産省の取組	<p>農林水産省の取組に、全国の定点モニタリング、強化モニタリングの結果を公表するよう追加して頂きたい。</p>	茨城県	<p>詳細な事項であるため防疫指針に記載はしませんが、都道府県から報告を受けたモニタリングの結果は、ホームページ上で公表します。</p>
監視体制	<p>「発生を迅速に発見する監視検査体制」とは第2の2に記載されている事以外に具体的にどのようなことを指すのか示していただきたい。</p>	茨城県 大阪府	<p>都道府県独自に行う養鶏場や野鳥の検査等です。</p>
【発生予察のための監視】			

定点モニタリング	定点モニタリングの選定基準について、感染リスクが他と比較して高い環境の基準が明確でないため、「他と比較して」の記載を外していただきたい。	宮城県	より感染リスクが高い農場を監視対象とすることが適切と考えますので、「感染リスクが他と比較して高い」旨の記載は必要と考えています。 なお、この考え方に基づく、各都道府県がしっかりと農場を選定しているか確認するために、選定理由の報告について記載しています。
定点モニタリング	モニタリング対象農場は、都道府県において動物衛生課から示された選定方法により選定しており、改めてその選定理由を動物衛生課に報告する必要はないものとする。	青森県 鹿児島県	
強化モニタリング	強化モニタリングについて、オオヨシキリ、キビタキ等夏の渡り鳥の動きも注意を要することから、地域の実情に合わせ、これまでどおり年間を通し検査期間とした方がよいと考える。	青森県	実施期間は、多くの渡り鳥が飛来する冬季を原則としていますが、特別の事情があれば、他の時期に実施していただいても構いません。ただし、これは防疫の必要性があって実施しているものであり、生産者の理解が得られないなどの理由は認められません。
強化モニタリング	強化モニタリングは主に低病原性鳥インフルエンザの検出を目的としており、臨床症状が現れにくい本病の監視は、季節を問わず実施する必要があると考えるため、実施時期は削除する。	岩手県 岡山県	
強化モニタリング	鶏舎における発生予察については、定点モニタリングと渡り鳥が来る時期の野鳥の検査の組み合わせが重要であり、単にモニタリングを強化するのではなく、むしろ環境省が行っている野鳥サーベイランスを強化することが必要と思われる。	神奈川県 愛知県	
強化モニタリング	強化モニタリングの実施時期について、10月から5月に期間を設定するのは原則として理解して良いか。生産者の理解が得られない場合は、それ以外の時期で実施しても良いか。	熊本県	
強化モニタリング	強化モニタリングの抽出方法について、「乱数表を用いて無作為に抽出する。」を「地域等に偏りのないよう選定する。」とする。	岩手県	
強化モニタリング	本県では発生予察の監視のため、県内一円で広く実施すべきと考えている。県内各地域の戸数、飼養規模に偏りがあるためグループ毎の無作為抽出はできない。農家に偏りがないように留意して実施したい。	宮城県	統計学的には作為的に抽出をするよりも、乱数表を用いるなどの無作為抽出をする方がより実態に合った結果が出ます。

強化モニタリング	<p>定点モニタリング及び強化モニタリングについては、いずれもLPAIを対象と解釈しているが、その必要性と位置づけを見直して頂きたい。</p> <p>具体的には定点モニタリングを廃止し、強化モニタリングを全農家農場にしてもらいたい。定点モニタリングは農場の協力を得て行っているが、拒否されることも少なくない。協力する農場と協力しない農場とで不公平である。また、強化モニタリングについても、10%の感染を摘発するのでは遅すぎるのではないか。</p>	岡山県	<p>強化モニタリングを全農場に対して実施することは、養鶏場が多い県では対応が困難と考えられます。</p> <p>全農場を対象に強化モニタリングを実施されることは、家畜防疫上望ましいことですので、ぜひ貴県独自の取組として実施いただくようお願いいたします。</p>
検査方法	<p>エライザ法の導入は県の経費負担増を招くことから、他事業実施への影響が危惧される。定点モニタリング農場を減少する、あるいは、必要に応じてエライザを行うなど、県に裁量を与えてほしい。</p>	岐阜県	<p>定点モニタリングに必要な量を十分に確保することができるため、エライザ法を用いることとしています。</p>
検査方法	<p>現在、抗体検査の方法は、ELISA法もしくはゲル沈とされているが、この場合H5またはH7亜型の抗体検出や抗体価の上昇の確認はできないと思われるが、他の方法で行うのか。</p>	千葉県	<p>「抗体価の上昇」は、モニター家きんを用いて複数の検査結果を比較することにより確認することが可能です。</p> <p>検出された抗体のH亜型の判定は、動物衛生研究所がH1検査により行います。</p>
検査方法	<p>病性鑑定指針では、遺伝子検査について定義されていない。今後、指針も改定するのか？</p> <p>改定する場合、簡易抗原検査、寒天ゲル内沈降反応、HI試験、エライザ検査、遺伝子検査、ウイルス分離検査がどのような位置づけになるか？</p>	山梨県	<p>病性鑑定指針については、今後改訂を検討しています。</p>
検査方法	<p>定点及び強化モニタリングはエライザ法検査（+ゲル沈+ウイルス分離→再検査）とやり方が複雑。異常家きんの届出が合った場合は遺伝子検査（+ゲル沈+ウイルス分離）となっているので、モニタリングも最初に遺伝子検査を実施することとし、エライザ法検査は実施しなくてもよいのではないか？</p>	山梨県	<p>モニタリング検査は、基本的には、臨床症状を呈していない家きんを対象としていることから、抗体検査を中心に行うこととしています。なお、検査中に死亡羽数の増加等の異状が発見された場合には、異常家きんの届出時の対応と同様に、簡易検査、遺伝子検査等を行っていただくこととなります。</p>

検査方法	エライザ法の非特異反応が多いとの情報があるため、エライザ法による検査を行い、陽性であった場合の寒天ゲル内沈降反応の結果が出るまでの対応について動物衛生課の考えを教えてください。	宮城県	
検査方法	エライザ検査陽性時には、寒天ゲル内沈降反応を実施するが、ゲル内沈降反応結果が出るまでの間当該農場に対する対応は抗体検査陽性農場として対応するのか。	長崎県	エライザ検査陽性時からゲル内沈降反応結果が出るまでの間は、動物衛生課と協議の上、法第32条の規定に基づき、家さんの出荷を停止していただきます。このことについては、留意事項において明確化します。
検査方法	新たに採材対象として、死亡家さんの臓器が追加されているが、新たに追加することの論拠とその検査方法は。 【茨城県、千葉県、神奈川県、京都府、高知県、長崎県】	左記	臓器は検出率が高いことから、採材対象に追加しました。 なお、詳細な検査方法については、別途定める留意事項でお示しします。
検査方法	現状の定点モニタリング検査方法に、今回、「家さん舎に偏りのないよう」という文言と「死亡家さんの臓器を検体として採取する」という文言が追加された。モニタリングということであれば、現状の方法で問題ないと思うが、今回、追加した方法をとることにより、検出率等に劇的な変化があるのか？ また、農場から死亡家さんやその臓器を持ち出すにあたっては、農場で簡易検査を実施する必要はないか？	山梨県	
検査方法	死亡家さんの臓器採材については、必要に応じ実施することとしていただきたい。	大分県	

検査方法	検査対象から家きんの臓器を削除して欲しい。モニタリングを行う場合、血清及びスワブの検査で十分である。	宮崎県	
検査員の留意事項	「モニタリング検査実施時には、簡易キットも持参し、必要な時は検査する」を追加。	長崎県	簡易キットについては、モニタリング検査時に必携するまでの必要はありませんが、必要に応じ、御持ちいただければと思います。
検査員の留意事項	モニタリングにおいて臨床症状に異常を確認した場合は、第4の5で対応すべき事項であることから、通常の状態における検査員の遵守事項を記すべきである。	青森県	モニタリング検査の際にも、消毒等を徹底する必要があることから、第3の発生予察のための監視の中に、検査員の留意事項について規定しています。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	感染の疑いのある野鳥等の確保については家畜保健衛生所に搬入することによりウイルスによる汚染が懸念されることから、家きん飼養農場に対する検査に支障を来す恐れがある。	秋田県 岡山県	防疫指針において、家畜防疫員が野鳥等の検査を必ず実施すると書いているわけではありません。野鳥等の検査について、都道府県のどこの部局が実施するかは、まさに地方自治体の長たる知事自らが決すべき事柄です。指針に記載されている方針に基づき、内部で適切に役割分担をし、実施して下さい。 なお、家畜保健衛生所は、本来様々な疾病の検査を行うことを前提につくられており、家きんでの検査も実際行われていることから、バイオセキュリティ上の問題はないものと考えています。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥サーベランスに家畜防疫員が協力することについては削除して頂きたい。野鳥サーベランスでは数週間を要することも少なくなく、HPAIウイルスが確認された時にはすでに、家畜防疫員が多数の農場に出入りする可能性が大きい。つまり、日常的に農場に立ち入る家畜防疫員をサーベランス検査に従事することは、可能か不可能ではなく、防疫上好ましくないということである。	岡山県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で感染が確認された場合の対応については、基本的に自然保護部局が主体となって実施すべき事項であることから、「当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するものが、家畜防疫員と相互に連絡し次の措置を講ずる」と改めるべきである。	青森県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥の検査で、家畜防疫員が従事した場合、家きん飼養農場の立入検査などに支障を来す。実際、北海道では、農政部と環境生活部とが連携するなか検査を区分して行っており、指針においても検査の区分について明記していただきたい。	北海道	

野鳥等で感染が確認された場合の対応	この際、家畜防疫員は家さん飼養農場に対する指導及び検査を優先的に実施するものとするが、可能な限り自然環境部局の行う…」とあるが、「可能な範囲で」と変更していただきたい。	宮崎県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥のサーベランスについては家さんの防疫対応の支障をきたす場合があるので、必要最小限の記載に留めるべきである。「家畜防疫員は・・・」以降の3行を削除すべきと考える。	宮城県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で感染が確認された場合の通行遮断・消毒は、都道府県の中のどの部局が実施するのか。自然環境部局か。	岡山県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	環境省の野鳥の検査結果は、相当の時間が経過してから判明するが、その場合の対応はどうするのか。	秋田県 愛知県	環境省の野鳥の検査結果が相当の時間が経過してから判明した場合でも、家さんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除き、発見地点周辺の消毒等の措置を行うことが適当です。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で感染が確認された場合の通行遮断について、通行遮断の期間や範囲が明確でなく、状況により変化があるため、「必要に応じ通行遮断を行うことができる」との表現に改める。	宮城県 鳥取県 大分県	通行の制限・遮断は、家さんへの感染防止の観点から必要と認められない場合は行わないと防疫指針に明記してあります。 通行の制限・遮断等の措置は、家さんへの感染防止の観点から、十分な消毒がなされたと判断されるまで行っていただきたいと考えております。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で感染が確認された場合の通行遮断・消毒の実施期間を明示すべき。	高知県 長崎県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	先般の山口県の例のようにすべての池の水禽類を確保し殺処分するのか。その池の消毒はどうするのか。また、確保は自然環境部局と明記すること。 すべて殺処分する方向に話を持っていくのはおかしい。野鳥と家さんでは防疫対応は別ものである。1つの特殊な例を国の統一基準にするのはどうか。	岡山県	野鳥で感染が確認された場合について、野鳥を確保し殺処分するとの規定は置いていません。 野鳥等の検査について、都道府県のどこの部局が実施するかは、まさに地方自治体の長たる知事自らが決すべき事柄です。指針に記載されている方針に基づき、内部で適切に役割分担をし、実施して下さい。

野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で感染が確認された場合の家きん飼養農場に対する速やかな立入調査という表現に、「または電話等による聞き取り調査」を加えた方が望ましいと思われる。	滋賀県	高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の移動制限区域の範囲については、平成22年度の高病原性鳥インフルエンザの経験や最新の科学的知見を踏まえ、半径3kmとしたところですが、野鳥等で感染が確認された場合の立入調査の対象範囲についても同様の理由で半径3kmとしたところです。 なお、まん延防止に万全を期す観点から、立入調査を実施することとして規定しています。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で感染が確認された場合の発生地点を中心とした半径3kmの区域内にある家きん飼養農場に対する速やかな立ち入り調査…」とあるが、その範囲は1kmとし、1～3kmの間は電話聞き取りとすべき。本県では昨年度野鳥での感染事例も確認されているが、その周辺農場での発生はほとんど見られていないため。半径3km以内の立入調査は科学的根拠に乏しい。	宮崎県	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	立入調査の対象となる家きん飼養農場の基準（100羽以上飼養者等）を明記すべき。	島根県	御意見を踏まえ、100羽以上の家きんを飼養している農場を対象とするよう修正しました。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	回収された時点からの期間を定めてもらいたい。また、直近で立ち入り検査を行っており、異常が無いことを確認している家きん飼養農場については、再度立ち入り検査は必要ないと考える。	島根県	直近に既に立ち入りを行った農場があれば、改めて立入検査を行っていただく必要はありません。
野鳥等で感染が確認された場合の対応	野鳥等で低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合の対応についても明記願いたい。	京都府	
野鳥等で感染が確認された場合の対応	「高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合」を「高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合」に変更。 (高病原性であろうが低病原性であろうが、家きんへの感染リスクに違いはなく、家きんへ感染した場合、どちらであっても、と殺処分となるため。)	長崎県	野鳥は、低病原性鳥インフルエンザウイルスに感染しても発症することは少なく、野鳥で低病原性鳥インフルエンザウイルスへの感染が確認されたとしても、特段の対応は必要ないものと考えています。
【異常家きん等の発見及び検査の実施】			

死亡率2倍基準	届出基準を「同一の家きん舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均2倍以上」とした根拠や同基準が有効であった実例等を教えていただきたい。	岩手県	本年の宮崎県等での発生事例において、2倍基準に基づく報告徴求を実施し、それが早期通報につながりました。
死亡率2倍基準	10羽飼養していて1羽が死亡した場合にも該当すると考えられるため、「100羽以上飼養の場合」とし、さらに、「獣害や気温などの明らかな原因の場合を除く」とこととされたい。	島根県	御意見を踏まえ、「その原因が、不適切な飼養管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合」は届出の対象から除外される旨を明記しました。
死亡率2倍基準	ここで言う「家畜所有者」とはペットとして1羽飼養している場合も含まれるのか。含まれるとすれば、飼養衛生管理基準と同様、飼養規模別に通報基準を作るべきではないか。（1羽～数羽もしくは数十羽しか飼養していない場合、1羽死ねば届出しなければならなくなるので、例えば、但し書きとして「飼養する羽数が10羽以下のときは一日に複数羽死亡した場合」のような記載を入れたらどうか。）	山梨県	
死亡率2倍基準	死亡羽数2倍以上の基準は、少羽数飼養農家では、平常時でも当てはまってしまうので（例：1000羽未満の飼養農家において、過去3週間の平均は0～1羽/日であるが、2羽死んだ場合等）、「平均の概ね2倍以上…」等の記載とするか、羽数規模による場合分けの基準とする。	愛知県	
死亡率2倍基準	死亡率の低い農家では頻繁に起こることが予想されるため、「1日の死亡率が5%以上であり、かつ、過去3週間の平均値の2倍以上になった場合」に修正していただきたい。	広島県	
死亡率2倍基準	また、死亡羽数の少ない平常時においては、通常の飼育を行っていても2倍以上の死亡率の増加がみられ（特に肉用鶏）、かなりの頻度で農場からの通報を受けるため、本基準で通報を受けた場合であっても、農場への立ち入りの必要性を家畜防疫員が判断できるような記載に改めていただきたい。	岩手県	

死亡率2倍基準	<p>小規模農場の場合、過去3週間の死亡率が0である場合もあり、本表現の場合1～2羽死亡した場合も届け出が必要となる。これまでの「通常の死亡率と異なる等高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない場合」の記載も入れていただきたい。</p>	宮城県	
死亡率2倍基準	<p>ブロイラーやダチョウなどは死亡率が2倍以上になる例は、かなりの頻度で生じるが、明らかな疾病や管理失宜による場合を除く文言を案文に追加するべきである。</p>	鹿児島県	
死亡率2倍基準	<p>症状の①の場合、過去3週間の平均の2倍以上について、p13の2行目の（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化または災害等、本病による死亡でないことが明らかな場合を除く）と追加頂きたい。 また、第4の2（3）①及び第9の1（5）についても、同一の記載にしていきたい。</p>	岐阜県	
死亡率2倍基準	<p>(1)①で、家畜防疫員の派遣の要件について、家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内における1日の死亡率が過去3週間の平均2倍以上になっている旨の届け出を受けた場合について、以下を加える。 （その原因が不適切な飼養管理、他の疾病急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く）</p>	愛知県 岡山県 山口県	
通報対象の症状	<p>③は家畜伝染病予防法第13条の2の指定症状に含むべきものとする。</p>	島根県	<p>チアノーゼ等の第4の1の（1）の③に規定する症状は、他の疾病でも確認される可能性が高い症状であることから、罰則付きで生産者に義務付ける届出対象の症状とはしていませんが、他方で、発生確認後は、このような症状であっても早期に届出をし、検査を行う必要があることから、農家に対する指導対象として防疫指針に明記するとともに、都道府県が行う検査の対象ともしています。</p>

通報対象の症状	飼養規模等に拘わらず、5羽以上の家きんが死亡またはうすくまっている場合、必ず立入検査をすべきとのことで理解するのか。	徳島県	防疫指針に記載しているとおり、5羽以上の家きんが、 <u>1か所で、まとまって</u> 死亡し、又はうすくまっているとの届出があった場合には、立入検査を実施いただくようお願いいたします。
通報対象の症状	L P A I の感染を否定できない家きんがいるとは、どのような場合を想定しているのか提示願いたい。	京都府	産卵率の低下等の低病原性鳥インフルエンザの感染家きんが呈する可能性のある症状を示しており、他の疾病であることが確認されない場合等を想定しています。
国への報告	動物衛生課への報告については、第4の1の(1)の①～③を基準に高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの感染の疑いが否定できない場合、としていただきたい。	大分県	国と県が連携して初動を迅速に行うことができるよう、異常家きんの通報があった段階で、動物衛生課に報告していただくことが必要です。
国への報告	動物衛生課へ報告すべき症状を、家畜伝染病予防法第13条の2に規定される「指定症状」の規定と整合性を図ること。また、動物衛生課への報告のタイミングについては、家畜防疫員が簡易検査で陽性を確認した段階で報告とすること。	鳥取県	
国への報告	動物衛生課への報告は、第4の2の(3)で行うこととされているため、家畜防疫員が現地確認をする前の段階では、「必要に応じて」とされたい。	島根県	
国への報告	都道府県は、異常家きんの通報があった場合、動物衛生課に報告するとあるが、家畜防疫員が現地で調査を行い、HPAI等を疑うと判断した時点もしくは簡易検査陽性時点でのよいのではないかと。 岡山県では状況から可能性が低いと判断しても、現地で確認をするケースがある。もし、すべて報告するならば、HPAIでなかった場合にも都道府県の対応を責めることのないようお願いしたい。	栃木県 岡山県	
農場での検査	簡易検査を農場で実施することとなっているが、冬季間の検査場所の気温低下等を考慮すると家保において検査を行うことが望ましいと考える。	青森県	

農場での検査	農場で簡易検査を実施するとされているが、簡易キットの使用書によれば反応温度は室内温度（20～37℃）での実施することとなっており、現場（農場）で温度管理は困難で検査結果が信用できない。	石川県	簡易検査については、家保と農場の距離が離れている場合もあり、農場で実施するよう調整していただきたいと考えています。なお、検査手順に疑義がある場合は、確認のため、家保で再度実施してください。
農場での検査	簡易検査は、当県では誤診を防ぐため必ず家保に持ち帰り検査することとしている。農場で行うという規定は削除すべき。 そもそも、各県で対応すべき部分にまで踏み込んで方針を決定するのはどうか、こまかく規定すると応用が出来ない。	岡山県	農場において簡易検査を行う際には、家さん舎内等、温度が維持された室内で行うなど、診断薬の「使用上の注意」を遵守するよう留意してください。
農場での検査	少しでも早く検査する事情は理解するが、検査・採材場所は都道府県の裁量で決めてよいのではないか。	兵庫県	
制限の開始時期	民間獣医師から抗体検査で陽性となった旨の届出であった場合は、家畜防疫員がその検査結果を確認し、第4の2の（4）の措置を講じることとなっているが、抗体検査のみ陽性であった場合は、②の移動制限の措置は行うべきではない。 民間獣医師からの届出で、抗体検査のみ陽性の場合、都道府県が第4の2の（4）の①により採材し、第4の4の（1）の検査結果によって対応するべきである。	大阪府	御意見を踏まえ、民間獣医師等が行った簡易検査や抗体検査で陽性となったことが確認された場合には直ちに移動制限を行うのではなく、動物衛生課と協議の上、採材等を実施することとし、この旨を防疫指針に明記しました。
制限の開始時期	農場の申告に基づき、家保が立入し、（3）－①②③いずれか1つで（4）－②に移行するのは無理がある。	宮城県	
検査方法	家畜保健衛生所で行う血清抗体検査方法を寒天ゲル内沈降反応に限定する理由を示されたい。	北海道 群馬県 山口県	エライザ法は偽陽性の可能性がありますので、エライザ法で陽性となった場合には、より特異度の高い、寒天ゲル内沈降反応による再検査が必要となります。緊急通報時には、より早く抗体の有無を確認する必要がありますので、はじめから寒天ゲル内沈降反応による検査を実施していただく必要があります。

検査方法	都道府県は、家畜保健衛生所で以下の検査を行う。①H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査）とあるが、「PCR検査又はリアルタイムPCR検査」としていただきたい。	宮崎県	<p>遺伝子検査は、検査時のミスや、プライマー結合部位の相補性が低い場合など、目的の遺伝子増幅産物が得られないこともありますので、PCR検査とリアルタイムPCRの双方の検査を行っていただく必要があります。</p> <p>また、A型インフルエンザを検出する遺伝子検査は、必ず実施する必要はありません。</p>
検査方法	<p>コンベンショナルPCR とリアルタイムPCR については、いずれか一方を実施すればよいのか。</p> <p>また、A 型インフルエンザウイルスを共通で検出する遺伝子検査は不要であるか。</p>	岩手県	
検査方法	簡易検査により、A型陰性の結果が出れば、遺伝子検査は必要ない。	広島県	<p>簡易検査は感度が高いとは言えず、また、検査時のミスや不適切な環境で検査が行われた場合には誤って陰性と判定される可能性があります。</p> <p>このため、簡易検査の判定判定をもって確定診断とすることはできません。</p>

<p>検査方法</p>	<p>都道府県が実施するモニタリング等でウイルスが分離された場合、直ちに第4の2の(4)の措置、すなわち、法第32条に基づき、当該農場の物品の移動を制限することになる。</p> <p>その後、都道府県が実施する遺伝子検査でH5又はH7亜型と判定されれば防疫措置を開始することになると理解しているが、この際に、都道府県の検査(H1～16のPCR検査等)でH5又はH7亜型以外と判定されれば、動物衛生研究所による病性の判定を待たずして、制限を解除できるようにしていただきたい。</p> <p>また、H5又はH7亜型以外と判定された場合、法第32条に基づく制限期間中の畜産物価値減少分について、補償の対象となるのか示していただきたい。</p>	<p>大阪府</p>	<p>移動制限の解除にあたっては、分離ウイルスが、H5又はH7亜型ではないことを確認する必要がありますが、その方法は、確実性を期すために、動物衛生研究所によるH1検査により確認する必要があります。</p> <p>また、移動制限に起因する売上額の減少があった場合には、検査結果のいかんにかかわらず、法第60条第2項の規定に基づく補償の対象となります。</p>
<p>【病性の判定】</p>			
<p>判定方法</p>	<p>遺伝子検査によらず簡易検査の結果により判定できるとされるが、削除して頂きたい。</p>	<p>岡山県</p>	<p>早期の収束のためには、発生農場における迅速なと殺・焼埋却が何よりも重要です。本年の高病原性鳥インフルエンザの事例においても、死亡羽数が増加している場合について、簡易検査で陽性を確認でき次第、殺処分を行った事例も多くあります。</p>

病性の判定	初発の場合であって、発生農場と疫学的に関連がなく、死亡羽数は少ないながらも簡易検査陽性で、H5、H7の遺伝子検査で陽性であった場合、当面の防疫措置は高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜として措置をとり、後の遺伝子解析の結果等で低病原性鳥インフルエンザであった場合は、防疫措置の変更を行うという理解で良いか。	鳥取県	貴見のとおりです。
農場監視プログラム	農場監視プログラムは、早期の清浄化、経営再開に支障があるため、早期の清浄化のため、と殺による防疫措置の道を残すべきである。現行指針のとおり疑似患畜に該当させ「農場監視プログラムを適用することができる。」と表記すべきである。	愛知県 大阪府	低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜は、法第16条の規定に基づき直ちにと殺する義務が生じます。したがって、農場監視プログラムの適用対象となる農場は、疑似患畜の存在は確認できないものの、低病原性鳥インフルエンザウイルスの存在を否定できない農場となります。 また、農場監視プログラム適用農場は、法32条に基づく移動制限が課されることから、当該制限に起因する売上額の減少があった場合には、法第60条第2項の規定に基づく補償の対象となります。
農場監視プログラム	農場監視プログラムを行う根拠を明確にすべき。 患畜でも疑似患畜でもない家きんについて適用できる根拠が明確ではない。農場監視プログラムが公表され、特例出荷したとしても卵及び鶏肉の販売に対して不利益等が想定される。法第60条の補償対象になるかどうか不明確なため、抗体陽性鶏の分類を疑似患畜等に明確に定義すべき。	鳥取県	
フロー図	指針第4の4-(1)-②では、「寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査」が規定されているが、(参考)通常想定される検査の流れの1.異常家きんの届出・通報があった場合の図に血清抗体検査に関する記載がないがどうか。	山梨県	フロー図は、第5の1及び2の理解の一助となるよう、通常想定される検査の流れを整理したものです。
フロー図	フロー図では、H5、H7以外で遺伝子解析、病原性確認検査で陰性の場合、低病原性インフルエンザと判定と誤認する。高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、その他鳥インフルエンザを明示するフローになっていない。	鳥取県	
【病性判定時の措置】			

報道発表	「我が国ではこれまで家きん肉・家きん卵を食べることで人に感染した例は報告されていないこと等について正確な情報提供を行う。」とあるが、この表現では、あたかもそのような家きん肉・家きん卵が出回っていることを暗示させるので、「異状のあった時点から家きん肉・家きん卵の移動（出荷）は自粛されている」とした方が良いと考える。	京都府	「異状のあった時点から家きん肉・家きん卵の移動（出荷）は自粛されている」と記載した場合、異常のあった家きん肉・家きん卵を食べることで人に感染するかのような誤解を与えるおそれがあることから、適当ではありません。
【発生農場における防疫措置】			
化製処理	化製処理が明記されたことは好ましいが、家伝法との整合性はとれるのか。家伝法では焼却または埋却と規定されている。	長崎県	家畜防疫員の指示に従い高病原性鳥インフルエンザの患畜等の死体を化製処理する場合には、消毒が十分に行われると判断されることから、家伝法施行令第6条第3号の規定に基づき、焼埋却の義務の適用は除外されます。（化製処理の工程においては、100度以上の高温加熱処理が行われており、これによりウイルスが滅失します。）
発酵消毒	汚染物品となる種卵から、病性判定日から遡って過去21日より前に採取され、区分管理されていたものは除かれているが、21日の根拠は何か。	愛知県	ウイルスの最大潜伏期間を考慮しています。
発酵消毒	発酵による消毒の方法が例示されているが、その具体的に行う場合の条件や確認事項を示していただきたい。	岐阜県	消毒の具体的な方法には、別途マニュアルを作成して、お示します。
発酵消毒	発酵消毒に当たり最上部に消石灰を散布するとあるが、全体でなく最上部とする目的は何か。また、消石灰の散布量が多すぎると繰り返し後の発酵を阻害することとならないか。	愛媛県	病原体の散逸や害虫等の接触の防止ため、最上部（外表全体を意味します）に消石灰を散布することとしています。 なお、消石灰は、適切な分量で散布すれば、発酵の妨げとはなりません。

<p>発酵消毒</p>	<p>発酵消毒について、病原体に汚染されていないおがくず、わら等を20cmの厚さにのせ、最上部に消石灰を散布する。…」とあるが、発酵の妨げとなることから、消石灰の散布は不用と考える。</p>	<p>宮崎県</p>	
<p>【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】</p>			
<p>移動制限全般</p>	<p>これまでの高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応事例では、過大な防疫措置（広範囲な移動制限等）と思われる事例が見られ、防疫措置による損失額や防疫に要する経費や労力が膨大となっている事例が見られた。家畜・農家等の防疫措置への理解・協力を得るためにもまん延のリスクに応じた防疫措置を考える必要がある。 本改正案では、移動制限等に関する事項が、より現実的なものとなり評価できる。</p>	<p>東京都</p>	<p>昨年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの経験や最新の科学的知見を踏まえ、移動制限区域の設定・解除等のルールの改善を行うこととしました。</p>
<p>移動制限の設定</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザの判定に時間を要することが考えられるが、発生時の制限範囲設定については、まん延防止の観点から高病原性鳥インフルエンザを想定し設定すると理解してよろしいか。</p>	<p>長崎県</p>	<p>移動制限は、原則として、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜等の判定が行われた後に設定されます。</p>
<p>移動制限の設定</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザの防疫措置は、移動制限区域及び搬出制限区域の範囲などが異なるので、病性が決定されるまでの措置を明確にする。</p>	<p>北海道</p>	
<p>移動制限の設定</p>	<p>判定前の移動制限区域を設定することについて、不明瞭であるので、具体的に示して頂きたい。 例えば、簡易検査陽性で臨床症状がHPAIに特徴的なものである場合など。搬出制限では病性決定前に設定されるとは記載されていないので、移動制限のみが病性決定前に設定することであると理解してよいか。その理由についても示して頂きたい。</p>	<p>岡山県</p>	<p>判定結果が出る前に移動制限区域の設定を行うかどうかは、疫学情報等に基づき、動物衛生課と協議の上、その都度判断します。 また、病性判定前に移動制限区域を設定する場合は、搬出制限区域も同様に設定されます。</p>

移動制限の設定	今回の改正案ではHPAIでは移動制限区域内3 kmの検査、LPAIでは搬出制限区域内5 kmも含めて検査するとあるが、これではより病原性の強い方の検査が緩くなると感じるが。	岡山県	低病原性鳥インフルエンザは症状が出にくいいため、感染を発見することが困難なため、症状が顕著な高病原性鳥インフルエンザと比べて移動制限区域を広範囲としています。
移動制限の設定	これまでの指針より移動制限区域が縮小され、埋却地等が移動制限区域を越えてしまう事例が出てくるが、移動方法を第7 2 (2) のとおりにすれば移動制限区域を越えても良いのか？	岐阜県	できるだけ発生農場の近隣で処理することが望ましいものの、やむを得ない場合は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域外に移動して処理することが可能です。
制限の縮小	高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域を、「発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径1 kmまで縮小することが出来る。」としていただきたい。	宮崎県	今回の改正案においては、一定の条件を満たした移動制限区域内の食鳥処理場の再開を認めるとともに、家さんを食鳥処理場に直接出荷する場合にも移動の特例を認めるなど、経済上の影響が最小限となるよう、必要な特例措置を設けているところです。 他方で、車両等によるウイルスの伝播が否定できない中で、移動制限区域そのものを縮小した場合には、これらの特例移動時に徹底することとされている消毒や事前検査等の措置が不十分となり、感染拡大を招くおそれがあります。
制限期間	出荷元農場により設定された制限区域外に所在する食鳥処理場で発生した場合は、清浄性が確認された場合に限って、別途制限期間を短縮してもよいと考える。	青森県	移動制限の期間は、ウイルスの潜伏期間を考慮して設定するものであり、発生場所の違いにより差を設けるべきものではありません。
制限期間	移動制限区域は21日間は基本となっているが、期間の短縮も検討していただきたい。	宮崎県	移動制限区域の期間は、ウイルスの最大潜伏期間を考慮して設定しており、まん延防止に万全を期す観点から、これを短縮することはできません。

対象物品	制限の対象物品に種卵についての記載がないが、家きん卵に含まれるのか伺う。	鹿児島県	制限の対象の家きん卵には、種卵が含まれます。
特例時の移動方法	移動制限区域内で生まれたひなの出荷の際に講じる措置として、「密閉車両を用いる。」とある意味は。長距離輸送は考えていないということか。制限区域外に出れば、密閉を解いてよいのか。	山口県	移動制限区域内の生鳥を移動制限区域外に搬出する行為は、少なからずウイルスのまん延リスクがあるため、密閉車両を用いる必要があります。
消毒方法	鶏舎内は、塩素系消毒薬を用いるとあるが、「通常の消毒薬」、「当該ウイルスに効果ある消毒薬」で十分ではないか。	岐阜県 福岡県	御意見を踏まえ、塩素系消毒薬に限定せず、当該ウイルスに効果のある消毒薬を使用すればよいこととし、防疫指針に明記しました。
消毒方法	鶏舎内は金属等が多く、腐食性がある塩素系消毒薬は適当ではないと思われるので検討願いたい。	京都府	
消毒方法	鶏舎内の消毒を塩素系消毒薬に限定する必要はない。逆性石けん液は、人体や環境への影響が少なく有効と考えられる。 【香川県、愛媛県、長崎県、鹿児島県】	左記	
消毒方法	「鶏舎内は、塩素系消毒薬のうち、腐食性が弱い消毒等を噴霧する」とあるが、第7の4に示された消毒薬と統一されていない。	愛知県 島根県	

<p>特例時の検査方法</p>	<p>①移動制限区域内の家さんの食鳥処理場への出荷のための条件（発生状況検査陰性+出荷3日前のPCR陰性） ②家さん卵のGPセンター出荷のための条件（臨床検査、PCR、抗体検査陰性） ③種卵の心卵場への出荷のための条件（臨床検査、PCR、抗体検査） については、発生状況検査（臨床検査、ウイルス分離、抗体検査）にPCRを加えた検査に代えられると理解してよろしいか。</p>	<p>長崎県</p>	<p>移動制限区域内の家さん、家さん卵または種卵を出荷するためには、発生状況確認検査（臨床検査、ウイルス分離検査、血清抗体検査）に加え、遺伝子検査を実施することになります。 家さんの出荷のためには、発生状況確認検査が陰性であることに加え、出荷日から3日以内の採材検体で遺伝子検査陰性であることが必要ですので、日々出荷する場合には、定期的な検査が必要になります。 家さん卵及び種卵の出荷については、ウイルス分離検査の結果が出る前に、遺伝子検査及び血清抗体検査により陰性が確認された場合には、その時点をもって、出荷を認めることが可能です。 また、ウイルス分離検査、遺伝子検査ともに、家さん舎ごとに検体をプールして差し支えないと考えています。（検体数等の詳細は「留意事項」で記載します。）</p>
<p>特例時の検査方法</p>	<p>出荷要件が「出荷日に遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査）で陰性と確認された家さんと同一ロットであること」と定められているが、これは、プロイラー農場を想定していると考えられる。採卵鶏農場で毎日抽出して食鳥処理場に出荷しているところもあるので、その場合の対応を提示願いたい（同一ロットとは同一鶏舎と考えてよいか。3日ごとに遺伝子検査を行うことになるのか。）。</p>	<p>京都府</p>	
<p>特例時の検査方法</p>	<p>移動制限区域内の家さんの食鳥処理場への出荷を認める際の検査方法を遺伝子検査に限定している点についてその理由、また検体数はどの程度を想定しているか示されたい。 これまでどおり、ウイルス分離検査のみについて検体のプールを認めた場合、その検体数によっては、ウイルス分離検査の方が早期に検査結果がえられるため、遺伝子検査はほとんど実施されないことになるのではないかと考えている。</p>	<p>群馬県</p>	
<p>特例時の検査方法</p>	<p>移動制限区域内の家さんの食鳥処理場への出荷を認める際の家さんの異常の有無の確認方法を示されたい。臨床症状の確認か、簡易検査を実施するのか、決まっているのであれば記載されたい。</p>	<p>群馬県</p>	<p>臨床検査です。</p>
<p>移動時の検査方法</p>	<p>移動制限区域内の家さんの食鳥処理場への出荷を認める際の陰性と確認された家さんと同一ロットの解釈は如何。同一鶏舎か、同一農場か、同一出荷日単位のいずれかを伺う。</p>	<p>鹿児島県</p>	<p>家さん舎単位です。</p>

特例時の検査方法	移動制限区域内の家きん卵のGPセンターへの出荷を認める際の条件に「発生状況調査で陰性を確認すること」を追加されたい。	群馬県	発生状況確認検査のウイルス分離検査の結果が出る前であっても、遺伝子検査、抗体検査で陰性が確認された場合には、GPセンターへの出荷を認めることが可能です。
特例の要件	移動制限区域外にあるGPセンターの受入れ条件の有無、もしあるのであればその条件について記載願いたい。	岐阜県	移動制限区域外にあるGPセンターの受入れ条件は特段ありません。
特例の要件	ふ卵器に入れる前及び孵化前に消毒この消毒は、ホルマリン燻蒸でよいのですか。	香川県	ホルマリン燻蒸や次亜塩素酸水による消毒を行っていただければ構いません。
特例の要件	ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロット毎で区分管理されている。」とあるが、「及びふ化前」を削る。入卵前に消毒されていれば、ふ化前に改めて消毒する必要はない。	宮崎県	万全を期すため、ふ化前にも消毒を行って下さい。
【家きん集合施設の開催等の制限】			
食鳥処理場で発生した場合	食鳥処理場で発生した場合の対応も3(1)の①と同様に再開を認めるのか。別に定めるのであれば、記載されたい。	群馬県 鳥取県	発生が確認された食鳥処理場の事業を再開する場合、農場で発生が確認された場合と同程度に清浄化を図るため、場内の消毒を完了させることが必要となります。
食鳥処理場で発生した場合	食鳥処理場とは生鳥を扱う施設で、丸と体を扱う施設は食肉加工場と考えて良いか確認願いたい。	京都府	貴見のとおりです。
食鳥処理場の遵守事項	移動制限区域内にある食鳥処理場の再開後の遵守事項に「食鳥処理が不適当と判断された場合には、農場に戻さず、速やかに処分すること」とあるが、「食鳥処理が不適当との判断」の具体的な事項を教えてください。また「農場に戻さず速やかに処分」とは具体的にどのように行うのか。	岡山県 香川県 徳島県	御意見を踏まえ、食鳥処理することが不適当と判断される根拠法について、食鳥検査に関する法律であることを防疫指針に明記しました。 また、農場に戻さずに速やかに処分とは、焼却、埋却、消毒等の措置を行ってください。

食鳥処理場の遵守事項	搬入した家きんについて食鳥処理することが不相当と判断した場合は、農場には戻さず速やかに処分することとあるが、処分の根拠法は食鳥処理法か、または家伝法か？	長崎県	
GPセンター	指針において法第33条・第34条でGPセンターの事業の実施を禁止することとされているが、条文では事業の停止、制限できる施設として規定されていない。その法律的な位置づけを明確化されたい。	愛知県	GPセンターは、家伝法上、と畜場の事業に含まれますので、法第33条に基づき禁止することが可能です。
GPセンター	移動制限区域内にあるGPセンターの再開後の遵守事項である「農場ごとの区分管理」は具体的にどこまで求めるのか。仕切り等が必要か、農場単位で区別できればよいのか。	福岡県	農場単位での区別が出来れば問題ありません。
GPセンター	農場内にGPセンターがあり、既に処理されている家きん卵についても、汚染物品から除いてよいのか。	高知県	GPセンターで既に食用として処理されている家きん卵については、汚染物品から除いて差し支えありません。
【消毒ポイントの設置】			
消毒ポイントの配置	消毒ポイントの設置場所が高病原性・低病原性に関係なく、農場周辺、移動制限区域及び搬出制限区域の境界その他の場所となっているが、高病原性に比べ低病原性のほうが狭い範囲の中で同じ数の消毒ポイントを設置することになり、整合性がとれないのではないかと（半径1 kmの間に3ヶ所）。 なお書き等で、低病原性の場合は「設置場所間の距離」を考慮できる旨の記載ができないか？	山梨県	消毒ポイントの設置場所については、第11の1の（1）から（4）を考慮した上で、発生農場周辺、移動制限区域及び搬出制限区域の境界等から選定するようしており、必ずこれらの境界に設置しなければならないこととはしていません。状況に応じ、設置して下さい。
消毒ポイントの配置	消毒ポイントについてこの内容でいくと、今までの指針より大幅に増えることとなるが、それほど必要なのか。一部事例を除き、移動制限区域周辺の3カ所程度の設置で十分防圧出来ている。	岡山県	

一般車両	対象車両に一般車両を含めることは反対する。口蹄疫とHPAIの病気の性質を考えるとHPAIの防疫対応で一般車両を消毒する必要はないと思われるが。	岡山県	一般車両の車両消毒については、発生状況や各都道府県での実態（養鶏場の密集の度合い等）を踏まえて、個別の事案ごとに動物衛生課と協議の上、判断してください。
一般車両	一般車両も車両消毒が必要とされる場合は、どのような状況等を想定しているのか、ご教示いただきたい。	石川県 大分県	
一般車両	一般車両の消毒ポイントは農場周囲（1 km）を想定しているか確認願いたい。	京都府	
車両内部	運転手や車両内部の消毒については、削除して頂きたい。これまでの消毒のあり方で制圧できている。運転手の消毒や車両内部の消毒を行えば、渋滞を引き起こす可能性が大きい。また車両内部の消毒については、電子機器類を備えた現在の車では故障につながるため、実施できない。	岡山県	畜産関係車両又は防疫作業車両の運転手や車両内部を対象とした消毒は、ウイルスの伝搬防止に有効と考えおり、電子機器類についても故障しないように適切に消毒をお願いします。また、渋滞をおそれて消毒が不徹底となるようなことがあってはなりません。
【ウイルスの浸潤状況の確認】			
疫学調査の期間	低病原性鳥インフルエンザの疫学調査の実施期間について、180日間とした根拠を示されたい。	宮城県 鹿児島県	従来より、低病原性鳥インフルエンザは症状が出にくいことを考慮し、相当長期間（180日間）遡って調査を行うこととしています。
発生状況確認検査	発生状況確認検査の対象は、「100羽以上の家きん飼養施設」とされたい。愛玩鶏などの少羽数飼養者は、新規飼養や飼養中止も多く、会社勤務なども多いため確認には数日必要で、24時間の確認検査は極めて困難である。	島根県	御意見を踏まえ、発生状況確認検査・清浄性確認検査の対象について、小規模農場を除く旨を明記しました。
発生状況確認検査	発生状況確認検査は「自家用家きん」も対象なのか？	石川県	100羽以上の家きんを飼養している場合、自家用家きんであっても対象となります。

発生状況確認検査	発生状況確認検査の血清抗体検査とは寒天ゲル内沈降反応法による抗体検査なのか、それともエライザ法も含むのか。	岩手県	発生状況確認検査の血清抗体検査は、定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査と同様の方法で行ってください。
清浄性確認検査	清浄性確認検査を迅速かつ効率的に実施するため、実施時期は現指針と同一とすべき。 また、変更案のとおり変更するのであれば、その理由を教えてください。	岩手県	防疫上の観点から、発生農場からウイルスが拡散する可能性がなくなった（全ての発生農場の防疫措置が完了した）時点を起点とすることが適当です。
清浄性確認検査	清浄性の確認のための検査において、家きん以外の鳥類飼養場所を対象とした抽出検査が除外されたことについて、発生状況や地域の実情を踏まえ、各県が必要に応じて実施するよう見直されたと解してよいか。	岡山県 徳島県	貴見のとおりです。
検査員の留意事項	検査にあたっては、常に簡易キットを持参し、異常を確認した際は検査を、実施することが必要と考えられる。	長崎県	防疫指針にはあえて明示しませんが、制限区域内の農場の検査を行う際には、簡易キットを持参していただくのが効率的であると考えています。
【農場監視プログラム】			
農場監視プログラム	28日毎の検査は再導入まで続けるのか。発生により廃業する農家は28日まででよいのか。	高知県	再導入までです。廃業の場合は、28日までで構いません。
農場監視プログラム	農場監視プログラムの終了が、すべての家きんの食鳥処理を意味するならば、風評被害により食鳥処理できない場合には殺処分も可能か。また、可能であった場合、手当金は出るのか併せて示していただきたい。	大阪府	やむを得ない事情により、出荷できない場合には、移動制限により影響を受けた家きんとして、法第60条第2項の規定に基づく補てんを受けることが可能です。

【その他】			
	<p>家きんといっても鶏とあひる（あいがも）、だちょうなど鳥種により飼養管理は全く違うが、これをどのように指針の中に反映させていくのでしょうか。ここで改定される指針はあくまで鶏だけのもので「あいがも」などには、そのまま適用できないが、この点をどうするのか？</p>	岡山県	本指針は、家きん全般が対象です。